

令和6年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第3号)

招集年月日	令和6年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 6月 10日 午前 9時30分				
		副議長 福島 教次郎				
	散会	令和6年 6月 10日 午後 3時50分				
		副議長 福島 教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 1名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	△	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	/	/	/

会議録署名 議員	4番	日高学	5番	中原保彦
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 6 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程
(第 3 号)

令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	仮議長の選任を議長に委任する件
3	一般質問

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●福島副議長

おはようございます。

始めに、ご報告申し上げます。原議長、病気療養のため欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、福島が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でありますので、定足数を満たしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番・日高議員、5番・中原議員を指名いたします。

日程第2、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りします。

本日の会議は、私、福島が一般質問を行いますので、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島副議長

ご異議なしと認め、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

日程第3、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

通告1、10番・籾根議員。

●福島副議長

10番、籾根議員

●籾根議員

改めましておはようございます。10番、籾根でございます。私は、次の1点について質問をさせていただきたいと思います。不妊治療費に助成をしてはということで、ご質問をさせていただきたいと思います。昨年の子どもの出生数は75万人余りで、年々出生人数も減少している中、こども家庭庁の発表によりますと、不妊治療件数は年々増加しており、2021年に体外受精で生まれた赤ちゃんは、6万9000人、おられるそうでございます。12に1人は、生殖補助医療によって生まれた赤ちゃんです。日本産婦人科学会のまとめによると、この年に不妊の検査や治療を受けたことがある。または、現在も受けておられると言われる夫婦は、全体の22.7%で、この数字は、夫婦全体への4.4組に1組となり、結婚5年未満の夫婦では、6.7%が不妊に関する検査や治療を現在も受けておられるとの調査結果が報告されております。島根県でも不妊治療、先進医療費助成事業がございしますが、不妊治療先進医療には、医療保険適用の対象外の治療もあり、こうしたことを踏まえ、治療費の負担が少しでも軽減できるような、本町としての独自の治療費助成をして、1人でも多くの赤ちゃんが、誕生するような助成をしてはいかががでしょうか、お伺いをしたいと思います。以上です。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。

それでは、まず、簗根議員の不妊治療に助成をしては、のご質問にお答えをいたします。まず初めに、美郷町のこれまでの不妊治療に対する助成事業の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。平成25年4月から、一般不妊治療と言われる原因を特定する検査と、その結果に基づく手術、薬物療法、そして、当時は医療保険適用外であった人工授精などの費用助成につきましては、年間上限15万円の助成を行ってまいりました。翌年度の平成26年4月からは、当時、医療保険適用外であった体外受精、顕微授精などを助成対象として加え、新たに特定不妊治療費等助成として、年間上限15万円の助成を行っております。その後、助成額を30万円に引き上げるなど、不妊治療の充実を図ってまいりました。なお、いずれの助成制度も、島根県との協調助成として実施をしております。このたび簗根議員からご提案いただきました先進医療に対する助成事業につきましては、令和5年4月から助成対象となるよう、新たに、生殖補助医療費等助成事業として実施をしております。事業の内容は、医療保険適用となる体外受精や顕微授精などの生殖補助医療と併用して、先進医療を実施をした場合、県の助成額、これは先進医療に要した費用の10分の7、上限が5万円となりますが、これを差し引いた額に対して、30万円を上限として、生殖補助医療の個人負担分も対象として助成をするものです。不妊に悩む方々の気持ちに寄り添った様々な支援を行い、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望を叶え、安心して出産、子育てができ、もう1人育てたいと思えるような環境を整えていくことが、行政としての責務であると考えます。引き続き、不妊に悩む方々に寄り添い、丁寧にお話を聞きながら、支援の充実に努めてまいりたいと思います。

●福島副議長

10番、簗根議員。

●簗根議員

不妊治療には、検査のみやタイミング法の経験者は、10万円未満で、検査等々を受けられるのが7割の方が、こういう方法でやっておられますが、一方、体外受精や顕微授精、先進医療ですね、を経験した人は、医療費の総額が、100万円以上の場合が半数を超えていると言われております。また、200万円以上を費やした人も、3割弱おられると聞いております。こうした、かなりの高額な医療として、全国的にも助成を、各都道府県でも行われておりますけど、先ほど報告をいただきました、県として先進医療した場合、県の助成額100万円、助成額、これは先進医療に要した費用の10分の7、上限を5万円となりますが、これを差し引いた額に対して、30万円を上限に生殖補助医療の個人負担分も対象として助成をされると聞いております。これ、もし医療が100万円かかった場合には、これを計算すると、課長、どのぐらいになるんでしょうかね。

●福島副議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

ありがとうございます。今、箕根議員のご質問でございますか、これは医療費適応を含めた形というふうに捉えてよろしいのでしょうか。医療費ですと、7割、通常ですね、保険の方が適用されますんで、残り30万円程度、100万の場合でしたら、30万円程度になるのかと、適用の場合ですけども。ただ、先進医療につきましては、保険適用がございませんので、実額が請求をされるというふうに思っております。申請の状況、先進医療についてですね、今申請の方いただいておりますけども、計算途中でございますが、大体この医療費助成の30万円以内ですね、収まるんじゃないのかというふうに今、実態例ではそういうふうに受け取っております。

●福島副議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

こうした治療を受けて、町として、助成をしたとか、その件数とか、分かればお知らせください。

●福島副議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

町の医療費助成の状況でございます。まず、令和元年から令和5年までの5年間ということになりますが、こちらは一般不妊治療、それから特定不妊治療、生殖補助医療を含めまして、この5年間で25件の申請をいただいております。令和5年度につきましては、この年に先進医療の方を補助対象にしたからかですが、申請の方はありませんでした。令和5年度から先進医療を補助対象としておりますので、その治療を受けられました方がですね、令和6年度になりまして、申請を今現在1件いただいているという状況です。あわせて現在まだ治療を継続していらっしゃる方がおられるということで、今後、1件の予定、申請の予定があるという今状況になっております。

●福島副議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

その治療で東京都の場合とか例によりますと、39歳までに受けられる方の場合に、6回までは、医療費助成をすると、40歳から42歳までの場合だと3回までというわれるあれが報告されておりますけど、島根県というか当町としては、回数は何回までが上限でしょうか。

●福島副議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

はい、ありがとうございます。ご質問でございます。不妊治療をした場合の回数でございますが、これは助成をさせていただく期間というのが、開始をされた月、日の属する月から起算して12か月ということで1年間で、助成のほうさせていただいておりま

す。ここにつきましては、県の方とあわせまして、助成の方をさせていただくという形になっております。県の方が先進医療の方でございますが、ここは上限は、回数の上限は設けられていないというふうに認識をしておりますので、回数については制限をかけていないという状況です。

●福島副議長

10番、笹根議員。

●笹根議員

できるだけ、何回も挑戦されて、できることが望ましいと思うところでございますけど、県内というか、こういう医療機関は何件ぐらいございますか。病院等々の件数です。

●福島副議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

笹根議員のご質問でございます。先進医療を行って医療機関についてはですね、島根県内には2カ所ございます。これは、いずれもこの2カ所につきましては、松江市内にあるという状況になっております。

●福島副議長

10番、笹根議員。

●笹根議員

松江となりますと、かなり距離も、交通費もかかる場合があると思います。こういうものも重ねて町として、何とか負担、助成をしてあげるとかというようなことも考えてみられたらどうなところもございます。またこれは、県外で受けられても、医療費助成は同じでございますか。

●福島副議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

まずこの先進医療でございますが、国の方に届出をされて、先進医療の機関として、実施をされているということになります。こちらでは、どちらの全国どこでもですね、治療を受けていただくことは可能だと思いますので、島根に限った治療ではないということで、助成のほうも対象になるというふうに思っております。

●福島副議長

10番、笹根議員。

●笹根議員

これまた全く話は別なんですけど、サステナブルハウス入居を募集をされている中で、年齢40歳以下とか子どもさんがおられ、または、母子手帳等々持っておられるとか、いろいろありますけど、夫婦2人であって、今から子どもまた思われる可能性もあるということを考えますと、子どもさんがいらっしゃらなくても、入居の募集に若い必要であれば、入れてもらえばどうかなという考えが、提案でございますけどいかがでしょうか。

●福島副議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

サステナブルハウスの方の入居に関してでございますけれども、現在進めておりますサステナブルハウスにつきましては、入居要件としまして、中学生以下のお子様がいらっしゃる世帯ということで、このサステナブルハウスというのは、特に、人口減少が著しい当町において即効性のある施策というところで、子育て世帯のいるところを対象にしたものを進めております。ですので、そうでない世帯の方につきましては、町営住宅であったり、借り上げ住宅等の世帯向けの住宅もございますので、そちらの方をご活用いただければというふうに考えております。ただ入居要件のもう一つの要件としまして、申込み時点で、美郷町に住所を置く方、それから、入居から、申込み時点において、美郷町に転入して2年以内であれば、サステナブルハウスへの入居の申込みが可能となっておりますので、またその時点で、ちょっとご検討がいただければというふうに考えております。以上でございます。

●福島副議長

10番、箆根議員。

●箆根議員

そういうことで、結婚して今から子育てをしようと思ったけど、出来なかったというような場合のことを考えると、今から頑張っていこうという希望を持って入居をされる場合はあると思うので、できればそういう若い方であれば、今からもうけようと思って頑張られることもあるので、考慮して考えてみていただきたいと思います。以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

●福島副議長

箆根議員委員の質問が終わりました。

通告2、3番・藤原みどり議員。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

皆さんおはようございます。3番の藤原みどりです。今回の質問は、美郷町商業活性化賑わい創出事業について質問いたします。美郷町商業活性化賑わい創出事業は、2年半ほど前の令和3年12月1日に全員協議会で説明されたのが始まりだったと思います。詳しいことは、忘れかけていますが、当時の資料を確認しますと、同年の9月30日に美郷町商工会から、美郷町商業活性化に係る要望書、同年10月29日には、粕淵連合自治会から、粕淵中心市街地の再開発に係る要望書が、提出されたことが、説明されております。さらに、美郷町の商工業を取り巻く環境も、説明されて、商工会の会員数が、14年間で、250から146に減少していること。町内の飲食店が人口比率で、県下最低のレベルであること。粕淵商店街は、空き店舗や空き地が増加していること。産直みさと市が老朽化したこと。町内の購買率が低いことなど、衰退する美郷町の現状が、端的に説明されております。一方で、町が取り組む町外と活発な交流のある町の効果で、活動

人口、交流人口、定住人口の増加が見込まれ、それに伴う町内の消費需要の高まりが期待されることで、商業活性化の必要性から、美郷町、商業活性化賑わい創出事業の取組みを検討することが、発表されています。あわせて、今後のスケジュールや令和3年度内の主要要件の整理、検討委員会の立ち上げも説明されております。翌年の令和4年2月24日の全員協議会では、検討委員会12名の結成と検討委員会が、2回開催されたこと。年度別の基本計画も提示されました。続いて2月28日の定例会で、町長から、4年度の施政方針が示され、町の活気創出に向けた取組みの本格化による商工業の活性化に対する抜本的なてこ入れの必要性が説明されております。その後半年に1回程度、全員協議会で、賑わい創出の説明があり、9月1日に基本構想の説明、翌年の令和5年2月27日には、進捗状況と5年度内の事業内容の説明、事業予算1億500万円の説明、同年同月28日、5年度の施政方針の説明でも同様の説明がありました。同年の9月25日には、基本的な施設内のゾーニングの説明、事業の進捗状況の説明、基本構想策定の説明がありました。今年度は、全員協議会への説明はありませんが、2月27日の定例会において、町長から、今年度の施政方針が示され、商工業を通じた人々の交流、つどいを創出する拠点づくりの基本理念として、飲食のできる店舗、地産地消の実現、住民生活の基盤となる小売商業店舗の充実、神楽などの伝統芸能やバリ文化といった魅力を発信する拠点整備の3つのテーマが示され、年度内に施設の詳細設計、運営体制の検討、テナント事業の募集、令和7年度には建設着手の準備を始めることが説明されています。その他にも、2月28日には、パブリックコメントの募集、4月には、コメントに対する回答が、ホームページで発表されています。私が理解しているのはこの程度のことですが、賑わい創出事業の対象地域である粕淵地区で期待する声が上がっていることは理解しています。一方で、大和地区の住民は、距離的に近い赤名や各種店舗がそろそろ三次市内が生活圏として定着していること。君谷や別府地区の住民も大田を生活圏として利用しているため、粕淵の賑わい施設が完成しても利用頻度は多くないと話す人が多くいます。賑わい施設完成後における町民の利用頻度はどのぐらいを予測されているのでしょうか。町が進める賑わい創出事業について、心待ちにする粕淵地区の町民のためにも、最新の進捗状況や今後の予定についてお伺いをいたします。今回の質問、一般質問は、この1問だけでございます。以上で終わります。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、藤原みどり議員の美郷町商業賑わい活性化事業についてのご質問にお答えをいたします。本事業につきましては、令和3年の検討開始以後、これまで全員協議会を5回開催をし、最新の検討内容の説明、進捗状況の報告などを行ってきました。また、各年度において、事業を進めるのに必要な予算案を上程し、それぞれ賛成多数で可決をいただいています。また、町民や町内事業者の意見を幅広く反映させるため、様々な取組みを行ってきました。令和3年12月には美郷町商業活性化賑わい創出事業検討委員会を立ち上げました。邑智地域だけでなく、大和地域の方々も含め、女性、子育て世代独身者を含む幅広いお立場の12名の方に、検討委員になっていただき、委員会を4回開催をし、活発なご意見をいただきました。子ども連れで入ることのできる飲食店や朝活のできるお店、神楽やガムランの体験施設、産直市の賑わいや、生産者とのつながり

といったご意見は、施設のコンセプトにも反映をさせていただいております。そして、本年3月には、基本計画に対するパブリックコメントを実施し、6名の方から9件のご意見をいただきました。いずれも本事業に対する期待や希望といった意見であり、住民生活における商業活性化の必要性を再認識をしたところです。また、町内外の事業者や金融機関などが出席をされて、美郷町商工会による賑わい創出事業説明会も開催をされました。これらの機会を通して、一貫して説明をさせていただいておりますのは、本事業の目的は、町内一部地域の限定的な活性化を意図したものではなく、町全体の賑わい創出と産業の活性化であるということです。町民の利用頻度はどの程度を予測しているかとのことですが、出店するテナント事業者や集客イベント活動の詳細もまだ決まっていない現時点につきましては、そうした予測を出す段階にはありませんので、試算は行っておりません。小売や飲食といった美郷町の商業につきましては、売上げの低迷が続くから、事業者が事業継続を断念するとより一層不便になるから、ますます消費が町外に流出するといった負の連鎖が長年続き衰退の一途をたどってまいりました。令和3年に商工会が町民を対象に行ったお買物消費者アンケート調査によりますと、食料品については、約62%、金額にして年間15億円が町外に流出をしているとされ、外食に至っては、95%が町外で消費をされているとしています。執行部としましては、町民の消費が町外に大規模に流出している、こうした現状を是とは考えておりません。美郷町賑わい創出事業は、こうした現状を打破し、町内のあらゆる地域から町民に足を運んでもらい、町外に流れている消費をできるだけ町内に呼び戻し、町の活気をつくり出していく中心的な役割を担う拠点を整備をするということを目的としています。そのためには、ハードの整備だけではなく、集客力の向上、施設の魅力向上といったソフト面の取組みが重要となるものと考えています。持込み自由のフードコートの設置、神楽やバリ文化の情報発信ブースの設置、チャレンジショップの開催、夏季シーズン限定の屋上ビアガーデンの営業といった取組みアイデアは、その1例です。チャレンジショップは、町内生産者、加工グループの臨時出店や、町内事業者の新商品のお披露目や、販促フェア新規起業前のテスト出店などを想定しており、事業機会拡大の場を提供できるよう計画を進めています。また、神楽やバリ文化という美郷町ならではの魅力を発信する情報発信ブースを設けることにより、町内外の人々の交流も活発となり、施設の利用頻度も上がるものと考えています。こうした取組みを通して、単に日常の買物や飲食目的だけではなく、足を運び、立ち寄っていただくきっかけをつくり出し、賑わいの創出につなげてまいりたいと考えています。また、現在の事業進捗ですが、今後、基本設計に着手することとしており、現在準備を進めています。近日中に、プロポーザル方式による設計事業者を決定することとなる見込みです。その後、詳細設計に入り、令和7年度以降の施設建設に向け、準備を進めたいと考えています。テナント募集の取組みにつきましては、引き続き、美郷町商工会を中心に取組みを継続しており、今後、テナント料や入居条件等が明らかになれば、誘致活動も本格化するものと考えております。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

町の賑わい創出事業の計画は、一石五鳥の計画に見えます。計画を達成すれば、町民にとっては大成功です。しかし、テナントに参入される事業者が集まらないと、賑わい

創出の目的は、実現出来ません。もう一つは、テナントも集まり運用が始まって、利用する人が集まらなると、目的は達成出来ません。町内には、賑わい創出に期待する人、心配する人、批判をする人が混在して、それぞれ考える基準が違います。なぜ賑わい創出事業が必要なのか。施設が完成すると、町民の暮らしにどんな効果が現れるのか。町長の説明をお願いいたします。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

説明を先ほど申し上げたつもりでございますので、それをご理解いただければと思います。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

それでは、続いて質問いたします。町民の利用頻度は試算をされてないと答弁書をいただきましたが、施設の完成後、事業者の援助や、人が集まる方策は準備されておりますでしょうか。計画を見ると、施設内に神楽やバリ舞踊、ガムラン演奏などを演じる施設設計画がありませんが、衣装や楽器などの展示場所をつくるだけですか。ブースをつかって、そこから発信するというものだけでなく、神楽とかバリ舞踊を踊る舞台を大きくつくるとかというようなことはお考えではないでしょうか。そして、テナントが集まらない場合の対応策は、事業中止するというお考えがあるのかどうかということも、お尋ねいたしたいと思います。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず、様々な集客の方法につきましては、先ほど申し上げましたように、ハード面だけではなく、ソフト面が非常に重要だということで、ご回答申し上げました。今、舞台を作るとはどうかというのはハード面の話だと思います。ただ広さの制約上ですね、ここに舞台を作るというだけの広さもとれませんし、また稼働率からいっても、毎日神楽を舞うというわけにもいきませんので、なかなか現実問題としては厳しいんじゃないかなと思います。ただ近隣にはみさと館ですとか、去年のバリの祭りにつきましては、邑智小学校を使って、500人以上の方にお越しいただきましたので、近隣で開催するということは、可能かというふうに思います。それとソフト面につきましては、先ほど申し上げましたように、神楽やバリ文化の情報発信ブースの設置ということで、単に買物や、食事だけでなく、興味がある人に立ち寄りいただくとか、あるいはそこで様々な例えば神楽でしたら公園スケジュールがそこで確認できるとか、あるいは、画面で神楽やガムランの映像を流すとか、様々なものが考えられます。また、ソフト面につきましては、先ほど言いましたように持込み事業のフードコートを設置を考えております。ここは、この建物の中でご購入なったものを持ち込むことも出来ますし、あるいは近隣の小売店、あるいは、コンビニで買われたものを利用される、食べられるというふうなこ

とで、多目的の持込み自由のフードコートの設置を考えております。また、一番のポイントになるのが、チャレンジショップの開催だと思っております。チャレンジショップにつきましては、先ほど申し上げましたように、町内で農業あるいは加工業者が、臨時に出展をされたり、町内の事業者が新商品のお披露目とか、販促フェアを行われたり、新規起業前のテスト出展といったものにご活用いただくといった町内の事業者、全てです。ね、粕渚だけではなくてっていうところに、期間限定で臨時出展をしていただくということが、町全体の賑わいにもつながっていくものというふうに思っております。あと、これは実際に事業者と、あとハードの整備の状況によりますけれども、夏のシーズン限定で、屋上でビアガーデンのようなものを開催していただければ、様々な人が集まって来れるんじゃないかなと。外食の95%が町外というふうなデータも先ほど申し上げましたように、なかなか、特に夜、飲食をする場所がないのが、美郷町でございますので、そういったソフト面のところで、どれだけ充実したものが出来て、それによって利用頻度が上がっていくものというふうに思っております。ソフト面につきましては、まだテナントも決まっておられませんので、今具体的には申し上げられませんが、今申し上げたようなことを、ここから作り込んでいって事業者、商工会と一緒に盛り上げていきたいというふうに思います。それと、テナントが集まらなかったらどうするかということなんですけど、テナントを集めるべく今動いておりますので、そういった過程を想定して動いておりませんので、できるだけ魅力あるテナントに集客力のあるテナントに手を挙げていただいて一緒に賑わいを創出していきたいというふうに思います。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

ありがとうございます。次の質問に移らせていただきますが、施設内に飲食店やレストランが、開業しますとですね、粕渚地区の既存店舗と競合する問題がもちろん起きてきます。特に、周辺の飲食店や、ユートピアのレストラン、弁当屋さん、喫茶店は、影響を受けることと思います。小規模の個人経営者は、売上げが減少して、廃業の可能性も考えなくてはいけないと思います。需要と供給で成り立つ経済社会ですから、仕方のないとは思いますが、このことについて、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

美郷町の経済の規模が変わらないのであれば、競合をしてしまうかもしれませんが、今回の狙いというのは、賑わいを創出してたくさんの人に集まってきていただくということですので、経済のパイそのものを、みんなで一緒になって大きくしていこうと。繰り返しになりますけれども、買い物の62%が町外に出てる。外食に至っては95%が町外ということ。となりますと、5%分しか町内の飲食店というところを利用されてないということの裏返しですので、単にこの5%以上増えずに、この中での取り合いということではなくてですね、この5%が10パー、20パー30パーになっていくと、

パイ自体も大きくなります。また町外から、例えば、具体例挙げますと、山くじらラーメンは、かなり遠くから、県外ナンバーも含めて、このラーメンを食べに来られてるといふようなことも聞きますので、町外からの利用というところも含めればですね、中の小さなコップの中の争いではなくて、一緒になってパイを大きくしていくと、こういうふうな考えでやっております。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

ちょっと後戻りいたしますが、私の希望としてはですね、先ほど町長がおっしゃいました神楽の舞台なんかは、そういう場所も、大きいものとするところも今は考えておられないので、みさと館などで今までやったことを利用してやるというような方法をおっしゃいましたけれども、私は今の賑わい活性化のところ、例えば安芸高田のようなまねは出来ませんが、2月、3月に1回ぐらい、舞台上、いろんな神楽団競演大会をすとか、ガムランの踊りをすとか、そういう踊りを教えるとかということ、3か月に1回ぐらいその施設の間に会場を設けて、そういうことをすると、そこにある飲食店とか、そこであるいろんなものに対しても目がいきましてですね、消費が増えるんじゃないかというようなことで、私は、舞台をつくれればいかがでしょうかということ、町長にちょっとお願いしたわけなんですけれども、これは一応、先ほど町長の返答をお聞きした上での、もう一度の返答の回答でございます。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

神楽の競演大会につきましては、今年度、神楽協議会で競演大会を開催する方向で今検討されているというふうに聞いております。ですので、神楽の競演大会自体を行うことにつきましては、これは町民皆が喜ぶものですし、バリ、ガムランに関しては、議員はお嫌いかもしれませんが、非常に人気のある演目ですし、町内の子どもたち、あるいは若い女性たちもたくさん参加しているものでもございます。今年も秋にバリフェスティバルをやりまして、かなりな人出も見込んでおります。こういう人手がきますとですね、近隣の店舗への経済的な波及効果というのも出てくるものというふうには思っております。ですので、賑わい創出のこの建物のところに舞台を、例えば仮に設置すると、仮設でということが出来るかどうかということなんですけれども、設置費用、あるいは、中に出来なかつたら駐車場ですけども、そうすると車停めることもまた出来なくなりますので、現実問題としては、やはり歩いて数分のみさと館なりで、こういったものを催すのが、一番現実的じゃないかなというふうに思っております。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

はい、分かりました。ありがとうございます。次の質問なんです、町長は町全体の活性化が目的と説明されております。粕淵地区の計画が完了すればですね、次は、大和

地区、または、君谷地区などで賑わい創出の事業計画がお有りでしょうか。それと、粕渕から離れている地域では、高齢者の増加と免許返納の兼ね合いで、買物難民が増加している問題があります。高齢者が経営する小売店が多いため廃業されることも考えられます。近い将来に起こりうる買物難民の対応策はどのようにお考えになっておりますか、お尋ねいたします。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

次は、大和地域、君谷地域で出来ないかというお話でございます。問題はテナントが入ってくれるかどうかですね。ここの粕渕で今検討してます賑わい創出事業の建物につきましても、基本的には公設民営でやりますので、入っていただけるテナントが、ご自分の商売として入ってテナント料、家賃を払っていただくということになります。大和地域、君谷地域で、そういった事業者が手を挙げて、しかも短期間で出ていってもらっても困りますので、長期間ずっとそこで生業をしていただけないというふうな見込みがあればなんですけども、現実問題のところは、なかなか今の町の現状を考えると、厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思っております。それと、高齢者の買物難民の問題につきましては、おっしゃるとおり、非常に大きな問題だと思っております。町民の生活に直結するのが自由に移動が出来ないというところに制約がかかりますとですね、町民の生活に非常に大きな制約がかかることとなりますので、おっしゃるとおり、非常に大きな問題だというふうに思っております。4月の臨時会で、タクシー助成の拡大をさせていただきました。今までは公共交通が通ってないあるいはデマンドタクシーがないというところの町民の一部の町民に限定しておりましたけども、これを、旧邑智地区と旧大和地区と、それぞれその地区内で自由に400円、1回400円で、町民の皆さんに利用していただこうと。その条件としては車を持ってないという条件ですとかというのがつきますけども、という意味では、今できる限りのことでは、この買物難民の対策というのを打てる手は打っております。今後はですね、こういうやり方で何とか食いつないでいかなきゃいけないんだと思いますけども、公共交通の運転士の不足が言われております。県内で見ましても、県内のバス運行事業者が、路線を削減したり、あるいは取り止めたりっていうようなところも数多く報道されております。そういう意味では、ここから楽観的に考えずにですね、何らかのこの公共交通のところは難しくなったときには、いろんな方法でやっていかなきゃいけないなと思います。今のタクシー助成につきましても、議会の賛同を得まして拡大はしておりますけれども、これだけで、今後も永続的にできるのかという、なかなか難しい面もあると思います。少しとっぴなように思えるかもしれませんが、自動運転ですとか、あるいはバスの運転主が外国人の特定技能の方たちにも開放される方向ということで、国土交通省からアナウンスもされております。場合によりましては、今現実には、実施は出来ませんが、ここ数年内には、おそらくそういったところも踏まえてですね、この買物難民の問題というところは、しっかり対応していきたいというふうに思います。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

はい、ありがとうございました。えっとですね。大和地区の方と、君谷の方にこういう施設がまたもし何だったらできるでしょうかという先ほど質問いたしましたけれども、テナントにそういう商店が入らないと、もちろん出来ないことであるということはわかっております。それでお願いなんですけど、それでは、例えばですね、今、大和のほうでは、だいわもんどという道の駅がございます。あそこを、活性化、もう少しテナントをきれいにしてもらって、商品をたくさん置いてもらうとか、そこで、多少、飲食ができるようにはなっております。よく流行っているとも聞いておりますが、そこを何とか、大きく充実してもらうことと、君谷の方には第三セクターでもいいですから、買物をできるマイクロバスというような昔どこかでやっておられた県があるんですが、その中に食料品を積んで1週間のうちに1回、買物が出来ない高齢者のところへ足を運んで持っていくとかというような考えも十分にできるんじゃないかなと私は思っておりますが、町長、そのところはいかがでございましょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大和の道の駅につきましては、町内で唯一の道の駅でもございます。375号沿いなので、人通り、県外からの来訪者もいらっしゃる場所だと思います。今、だいわもんどさんと頑張ってもらっていらっしゃるということも聞き及んでおります。ですので、事業者がしっかりと拡大したいですとか、やるつもりがあるというふうなお話であれば、誠意を持って対応はしたいと思っております。ただ、現在、大和の道の駅につきましてもですね、町からも助成金を出して運営もしておりますので、そういう意味では純粋な民間の経営という形で成り立っているわけでもありませんので、そうなりますとこっからの拡大ということにつきましては、本当に将来にわたって、こういう経済的な負担もなしにできるのかというところの見極めが必要かと思っております。それと、君谷に関しましてはですね、議員行かれたことがあるかどうかわかりませんが、君谷マーケットっていうのを、定期的開催されてますけども、ご存じでしょうか。これは君谷地域の方を、皆さん、高齢者を迎えに行き、今集まられてですね、屋台を出したり、神楽を出したりということもありますし、また別府のやなしおに君谷の方を定期的に皆さん連れて行って買物されたりというふうなことを、地域を挙げてやっていますので、そういう意味では、今、現状の中でできることを、地域が頑張ってもらっていますので、そういうふうなふうに思っております。

●福島副議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

いろいろと、ありがとうございました。ご説明。本日は私の質問はこれにて、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

●福島副議長

藤原みどり議員の質問が終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時26分)

(再開 午前 10時45分)

●**福島副議長**

会議を再開いたします。

通告3、8番・藤原修治議員。

●**福島副議長**

8番、藤原議員。

●**藤原修治議員**

8番、藤原でございます。2項目ばかり、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。まず、1点目はですね、5年、水張りルールにおける転作作物についてということでありまして。国が示した水田活用の直接支払い交付金によると、5年に1度の水張りが条件となっております。この5年水張りルールの期限、2026年ではありますが、後2年となりました。それまでに、水張りをしない水田は、その対象から外されます。今この事業の対象となっている水田をどうするかを選択を、農家は迫られております。5年水張りルールにおける転作作物について以下のことをお伺いしたいと思います。1点目は美郷町は薬草薬樹の里づくりを推進しています。薬草であるシヤクヤクやドクダミ等は、根の生育環境が重要な転作作物であり、5年水張りルールは、これらの薬用作物との兼ね合いが悪いと思われまして。今後の薬用作物の振興についてのお考えを伺いたいと思っております。2点目は町が特産化を目指すそばは湿害に弱く、水田での作付には、排水対策が必要な作物であり、水張りルールは馴染みません。また販売価格も安く、この交付金、水田活用直接支払い交付金ではありますが、抜きで経営が成り立つでしょうか。これからの転作作物の品目別の収益性等を考えると、選択する栽培品目を見極める必要が出てきたと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。2点目はですね、ゼロカーボン農業モデルについてお伺いしたいと思います。この事業を導入するにあたり、全員協議会にて美郷町の農業の現状について、資料に基づき説明をしていただきました。今、美郷町の農業を何とかしなければ、今後の農業従事者の減少に歯止めがかからないと、大きな危機感を感じました。今年度、町の注力施策の一つであるゼロカーボン農業モデルは、ソーラーシェアリングを核とした儲かる農業、環境に配慮した農業の確立を進め、この農業モデルに魅力を感じる人材を呼び込み、新たな農業の担い手として育成することをコンセプトに進められる事業です。進むという字がちょっと違っておりましたね。先般、5月の中頃ですが、邑智、大和の2地域で議会報告会を開催しました。どちらの会場においても、このゼロカーボン農業モデルに対する住民理解が広まっていないとの印象を持ちました。住民に対して、この農業モデルが目指すソーラーパネルによるオール電化の農業や生産物の高付加価値による儲かる農業、環境に配慮した農業との具体的な方向性を示し、事業実施への理解活動が必要と思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原修治議員の一つ目の5年水張りルールにおける転作作物についてのご質問にお答えをいたします。国は、水田活用の直接支払い交付金について、畑作物の生産が定着している水田は、畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から、水田機能を有する確認として、5年間に1度も水張りが行われない農地については、令和9年以降、交付の対象としない方針としています。5年水張りルールも具体化をされ、5月17日に説明会を開催し、美郷町農業再生協議会としての考え方を、対象の皆様にご説明をしたところです。町では、耕作放棄地対策、水田の転作作物として、特色ある農産物の生産を目的に、薬草薬事の里づくりとして、薬用作物の栽培、三瓶在来種のそばの栽培を推進してきました。平成30年度から、薬用作物、シャクヤク、ドクダミ、カワラケツメイにつきましては、水田活用の直接支払い交付金対象作物として、国からの承認を受け、交付金を交付をしています。また、そばについても、従来から、交付金の対象作物としています。このたびの5年水張りルールの国の方針は、あくまで水田としての機能を持った農地についての施策となります。また、長年畑作物の生産が定着している水田については、畑地化を促していくこととしています。町が交付対象としている薬用作物やそばは、ご指摘のとおり、湿害に弱い転作作物ですが、水張り時期を栽培期間からずらすことで、1カ月間の水張りは可能であることを確認しております。以上のことから、5年に1度、1カ月水張りをされた場合は、継続して水田活用の直接支払い交付金の交付対象となり、現在と同程度の収益性も確保できるため、令和8年度までに水張りを行っていただくか、もしくは、畑作物の生産が定着をしている水田につきましては、畑地化への転換をご検討いただければと思っております。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

農業問題について、取り上げさせていただきました。例年ですね、この6月議会、午前中はですね、JAさんとかあるいは農業団体の方が来られるんですけど、今年は全く来られておりませんで、傍聴に来られておりませんで、ちょっとことが変わってしまいましたけど、薬用作物の振興について、まずお伺いをしたいと思います。去年、一昨年なりますかね、全国薬用サミットですかね、開催、美郷町でされました。全国から大勢の方々が集まりましたけど、薬用作物生産組合なるものがあります。この組合のですね、いつごろ設立されたかあるいは、会員数であるとか作付面積等々ですね、まず最初にちょっとお伺いしたいと思いますけど。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、藤原議員のご質問ですが、薬用作物の生産者組合の状況ということでございます。

まず設立に関しましては、これは平成 28 年 10 月に設立をされておられます。会員数は、現在 24 名いらっしゃるのことでございます。それから作付面積でございますけども、これは長期総合計画の実績値になるんですけども、あくまでこれは水田に関しましてでございますが、過去 3 年間ですね、まず令和 3 年度ですけども、これが、作付面積が 3.8 ヘクタールでございます。それから、令和 4 年度が 3.7 ヘクタール、それから、令和 5 年度が 3.6 ヘクタールでございます。この面積のほとんどがですね、シャクヤクの面積というふうなところでございます。あと、販売状況でございますけども、これ、令和 5 年度の数字でございますが、これシャクヤクに関しましては、この年ですね、収穫面積が 24 アールございました。これ販売額が約 67 万円でございます。それと、ドクダミに関しましては、収穫面積が 4 アールございまして、販売額は約 16 万円の販売額でございます。それと最後に、カワラケツメイでございますが、これは収穫面積が 37 アールございまして、販売額が約 36 万円というふうな数字になってございます。以上でございます。

●福島副議長

8 番、藤原議員。

●藤原修治議員

結構、シャクヤクの栽培面積があるということで驚きました。それから、カワラケツメイですね、これは余り馴染みが私ないんですけど、それが 37 アールあって 36 万円ですか、というようなことも言われまして、ちょっと認識を新たにしたいわけでありまして、いずれにしてもシャクヤクがメインになろうと思えます。それで、シャクヤクについてはですね、沢谷地域花の谷の入り口で圃場がありまして、そこで生産されたものを、幼苗を無償配布ですね、されて振興を図られておりましたけど、今後も配布する予定があるのかどうか。その辺のとお聞かせください。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今シャクヤクの無償配布ということでございますけども、これは今後も配布が可能となっております。今議員おっしゃられました今シャクナゲ営農組合さんに、今、苗の栽培の方を委託をしておりますので、今後も、無償配布の方は可能になっております。ちなみに過去の無償配布の実績でございますけども、これ平成 24 年度から行っておりまして、これまでに約 5 万 7000 本のシャクヤクの方を配布させていただいております。ただ近年ですね、令和 3 年度を最後に、令和 4 年度以降ですね、配布のちょっと実績は今ないというふうな状況になっております。以上です。

●福島副議長

8 番、藤原議員。

●藤原修治議員

花の谷の入り口、圃場にちょっと幼苗が見られんので、しばらくは配られんのかなという思いを持ったわけでありまして、状況をお聞かせいただきました。それでシャクヤクがですね、こういった交付金の対象になるということで、水田活用の直接支払い

交付金及び美郷町単独助成の交付単価ということで、ここへ持つとるわけでありまして、薬用作物として、シャクヤク、ドクダミ、カワラケツメイと明確に謳ってあります。それで、3万円、反当3万ですね、ということになってますけど、シャクヤク毎年作付けるんじゃないかと、いっぺん作付たら5年、あるいは6年後ぐらいに収穫ということなんですが、助成金のシステムといいましようか、その辺のところもう一度詳しく教えていただけませんか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このシャクヤクですね、この産地交付金の仕組みはというふうなことだと思えますけども、確かに議員おっしゃるように、このシャクヤクの出荷というのは、これ根を出荷するのは、皆さんご存じだと思うんですけども、これがやはり植付けて、約5年の歳月が立たないと物にならないというふうなところで、5カ年の栽培が必要というふうなことになっております。この産地交付に関しましては、国にもこれ承認をいただいてですね、この販売実績が、この5年間は出ないというふうな格好になるんですけども、ここは、栽培日誌であるとかっていうふうなところを提出していただいて、管理の状況をご報告していただくというふうな状況で、この場を判断をしています。5年というふうなところになるんですけども、近年シャクヤクの栽培に関しまして、ちょっと根の生育が不十分というふうなところもございまして、今現在このルール上ではですね、5年以内に出荷出来ないものに関しましては、最大7年っていうふうなところでの販売を今対象としております。以上でございます。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

交付金の対象期間がですね、5年でなくて7年になつとるということなんですね。はい、わかりました。そういったことになるとですね、栽培意欲も、また、違ってくるんじゃないかと思えますけど、これ、販売した後ですね、てあくまで水田、水張りができる場所でもっての交付金ということでありまして。5年、7年経ちますとですね、当初は水が張れる状況を管理しておってもですね、あるいは自然災害あるいは獣害等々でですね、水路が傷んでくる、高齢化してくるということで、畦なんかも壊れたりするというようなことで最初、取り組んだ当初からは、状況が変わってくるんじゃないかと思うんですね。ということになると、もう水田とみなされない農地と、水張り出来ない農地ということになるとですね。交付金の対象外ということになるわけでありまして、その辺のところの見通しといいましようか、どのようにお考えでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この交付対象水田の見通しというところでございます。これはあくまで従前のところにも、ルールづくりなんかもありますけども、基本的には畦畔があって、田んぼに水張

りが出来てっていうふうなところの部分が交付対象水田となっておりますので、畦が壊れたり、水が張れない、例えば水路に水が来ない地域っていうのは、もう交付対象外というふうなところに、現在の町の認識としてはおります。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ということになるとですね、交付金の対象外ということになっちゃいまして、薬用作物の振興上ですね、ちょっと支障が出るということになろうかと思えますけど、そういう認識でいいわけですか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

振興のところとはちょっとお話がちょっと外れるとは思いますが、田んぼ以外にもですね、畑のほうで、シャクヤクの栽培をされていらっしゃる方は少なからずおられます。そこはあえてその水田の交付対象外のところでやっておりますので、要は交付金の交付を受けずに、シャクヤクの栽培をされていらっしゃるということになろうかと思えますけども、あくまでやはり国のルールに則って、町のほうもですねこの水田活用の直接支払い交付金というのを交付しておりますので、先ほども申しますように、あくまで水田であるというふうなところが原則というふうなことで、こちら認識しております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

あくまで水田である水田機能を有しておるところが、交付金の対象になるということ、畑でもやっておられる方はおられるということでもありますけど、やはり交付金があるから、シャクヤクやってみようという方が多いと思います。それで、この水張りルールが導入されるとですね、多分ですね、水張っちゃうと、根をお金にしますんで、駄目になるということ、水張りは絶対されんと思うんですよ。せっかく育ってるのにですね、1カ月水張るですよ。絶対私腐っちゃうと思います。ですから、この水張りルールがですね、このシャクヤクの栽培については、馴染まない、振興上ですね、ちょっと問題があるやに私は思います。そこでですね、町単独でですね、町単独で、今、上乘せしておりますけど、国の分ですね、これも町が見てですね従来どおり、水田でなくても、補助対象にして、振興を図っていくべきではなからうかと思えますけど、見解をお聞かせください。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この交付金を外れた場合の町の支援というふうなところの話ではあるんじゃないかというふうに思いますが、まずもって今のシャクヤクの栽培なんですけども、過去出

荷をされた方がですね、その後、またそのシャクヤクの栽培をされておられるっていうふうなことが、まずほぼおられないというふうな状況です。これ理由としましては、やはり、出荷までの栽培期間が5年、もしくは最大今7年というふうな話もありましたけども、それだけの期間がかかるということ、それから例えば最初のうちはですね、除草作業がやはりかなり手間になってきますので、そこの辺の手間があって栽培に取り組まれておられないのかなというふうな印象を持っております。で、今後再度作付をされる方が、ちょっと少ないというふうな現状でございますので、今後、町としましても、今後新たに作付をされるっていうようなことが、なかなかないのではないかとというふうに思っております。ただ、議員おっしゃられるように、これ、今、栽培中のものに関しましては、確かに根が商品でございますので、これ、水を張ってしまうと、やはり腐ってしまうというふうな現状がございます。その件に関しましては、今後、出荷が見込めるものもありますので、そここのところでの補填というふうな格好で、交付金の対象と、そういうようなことも、ちょっと考えてみてはどうかなというふうに思っております。以上でございます。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

交付金の補填という形で検討してみたいということをおっしゃられました。まずしっかり検討していただきたいと思っております。それで再度作付がない方々がほとんどだというふうに今おっしゃられたけど、これって薬用作物の振興上、余り良くないパターンだと思います。薬草薬樹の里づくり、薬草サミットまでやった町村でですね、シャクヤク一度精算が済んだら、ほとんどの方が、再度作付はしない。これってちょっと何か寂しい気持ちがあるんですけど、何か対策を考えておられませんか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

やはり、そのシャクヤクに関しましては先ほど言いましたように、やはり栽培期間が長いというふうなところでの、やはり農家の方が少しストレスに感じられるというふうなところが1番大きな要因ではないかなというふうに思っております。ただ、そうしましても、先ほど言いましたドクダミとかですね、カワラケツメイなんかは、これは単年で収穫できる作物でございますので、町としても今後これが広がりを見せるのであれば、振興のほうは引き続き図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

カワラケツメイですね。これ、何に効くんですか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今すいません、手元に資料を持ち合わせておりませんが、ですので、これをお茶にして飲むというふうなところのところですね、また効能に関しまして、また後日ご回答させていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

お茶と言われました。ドクダミもね、私も、取って干してですね、ちょうど今花が咲いておりますけど、取って干してお茶にして飲んでおります。結構、健康にいいということで、ぜひとも進めていただきたい。沢谷地域である方はね、かなり、畑を一変してきてですね、コンスタントに作付、収穫ができるという事例も私見ております。ドクダミについてはですね、やはり、これもですね、水張りルールが、余りそぐわないと思います。これ根が張って行って雑草を生やさない、ドクダミを一番有意な植物に持っていくというやり方での栽培ですんで、これも、根をずっと長期間育てるという意味の作物でありまして、これについてもですね、水張りルールがなかなか馴染まないと思いますんで、支援等も考えていただきたいと思っております。それで次にですね、そばのこともお伺いをいたしました。湿害に弱いということでもありますけど、答弁の中で、期間をずらせばですね、1カ月間の水張りは可能でしょうということと言われました。8月種を蒔いて、10月の収穫というようなパターンの中で、4月早々にですね、水を張っておけば、それは大丈夫かなという思いも持つわけではありますが、美郷町では三瓶在来種というのを推奨されてますけど、現在、美郷町でですね、経営の指針として反当を幾ら以上、平均、どのぐらい、反当幾らということを示されておりますか。収量ですよ。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このそばの反収というふうなお話かと思いますが、まず、この反収を幾らかというふうなところの町の目安というのは、正直定めておりません。あくまで、このそばの作付に関しましても、議員今おっしゃられましたけども、やはりこの栽培期間が短いというふうなところですね、耕作放棄地対策として、管理がしやすいというふうなもので、そばを始めたというふうなところもございます。そばに関しましては、議員も先ほどおっしゃいましたけども、町単独でですね、キロ200円の数量払いの方もしております。これは要は、反収がこれが増えれば増えるほど、やはり補助金が多くもらえるというふうなシステムになっておりますので、要は反収がこれ多ければ多いほど、儲けになるというふうなところがございます。先ほど答弁書の中にもありましたけども、5月17日にですね、これいわゆる水田活用支払い交付金の説明会の方もさせていただきました。その時にあわせて、そばの講習会もですね、県の普及員の方を招いて、させていただいております。農家の皆様にはこの相場の反収アップにはどうすればいいかというふうなところの説明会もさせていただきましたので、今後は、こういった機会をまた増やしてながら、町としても反収アップのほうに力を入れてまいりたいというふうに思っております。

おります。よろしく申し上げます。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

そばをぜひとも町の特産品としてですね、収量を増やしていただきたいと思います。先ほど藤原みどり議員の質問の中でもですね、賑わい創出事業ということの中で、その店舗の中、飲食を伴う店舗の中にね、ぜひともですね、そば、そういったものも出展していただいてですね、美郷町三瓶在来そば食べられますよというようなね、コーナーを必ず設けていただきたいと思います。それで、今キロ当たり200円の上乗せがあるということ、それから水田活用の交付金が3万円あるということで、そういったこと的前提のもとにですね、生産が成り立つとるんじゃないかと思うんですよ。それがなくなっちゃって、例えば5年水張りルール、耕作放棄地化して行ってですね、水張りも出来ない水田になっていった時にですね、そういった交付金が取れないということになるとですね、やはり生産意欲も下がっていくんじゃないかと思えますんで、そばのサービスで交付金対象外になった時の町の上乗せといいまじょうか。それも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

やはり、これと先ほどシャクヤクの話と一緒に、交付対象外になった場合というふうなお話かと思えます。やはり、このそばに関しましては、先ほどお話ししましたように、耕作放棄地対策から始まったというふうなところの観点がございます。ですので、そばの栽培で、これ要は、儲かる収益性を出そうというふうなところの、そもそもの、ちょっと認識を考慮していないというところが実情かと思えます。ただ、やはり先ほど言いましたようにその数量払いというのをやっておりますので、ここは、要は頑張った農家さんに対するボーナスというふうなところでの認識かと思えますので、ここの、町単独の補助金でもございますので、この数量払いの交付金に対しては引き続きやっていきたいなというふうな認識ではおります。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

数量払いキロ200円。単価アップは、望めませんか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

葉草にしましても、そばにしましても、今少し袋小路に入ってるのかなというふうには思ってます。そもそもは耕作放棄地対策として、こういう品種を選定をして、町を挙げてやっていこうというスタートラインのところは、何とかしようということでは良かったんだと思えます。ただ、一般論としてですね、補助金があるから成り立つっていう

のは、なかなか長続きしないところもありまして、国家の国の補助金であればですね、ある程度、国が全体を考えてやってくれるのでまだいいんですけども、町単で、じゃあどこまで出し続けていくのかというところは、非常に悩ましいと思います。おっしゃるように、薬草薬樹の町、シンポジウムをやって薬草研究会も非常に活発な活動も行われて、地域の活性化にも結びついているということは、良く頑張ってもらってるなというのはよく私も理解しております。また三瓶在来も、一般的な信濃とかああいうのと比べても、売買単価が非常に高いものでもありますので、こうしたものをぜひとも続けていきたいなというふうには思っております。その中でやはり、補助金というのは、呼び水になるとか、後押しになるとかといった効果がやはり健全なもので、補助金があるから続けられる。補助金がないと続けられないからもっと補助金を出せというと、先ほど、袋小路っていうのはそういう、ちょっと悩ましいところに入り込んでくるかなと思います。薬草につきましてはですね、やはり薬事法の縛りがありまして、特殊な問屋との取引にならざるを得ないところがあります。それと、三瓶在来につきましてもですね、栽培面積がかなり拡大してきておりまして、頑張ってもらってる方もたくさん農家もいらっしやいます。ただ、町内では、それを引いて粉にして、今度は町外に出して引き取ってもらおうか、あるいは麺にしてもらおうっていうふうな形ですので、出来ましたら、何が言いたいかっていうと、ここの出口のところ、もう少し改良の余地があればですね、一緒になって考えたいなというふうには思います。先ほど、藤原修治議員おっしゃったようにですね、新しい賑わい創出事業の中のテナントとして、ここで三瓶在来種を食べることができるそば屋さんっていうことになりますと、地産地消の典型的なモデルにもなりますし、それで人が外からも食べに来るというふうな、いい循環になりますとですね、収益性も上がってくるんだろうとは思っています。ですので、今ここで、補助金を上げるか上げないかと言われますと、なかなか、今、気持ち良く答えれば上げますっていうことなんでしょうけども、なかなかそこまでのところは、難しいのかなと思います。ただ検討課題として、今のままで、薬草をこのまま続けるのか、あるいは、三瓶在来そばが作付は広がっている中、今後どういうふうにしていくのかというのは、単に補助金だけの話ではなくてですね、今のようには出口ですとか、あるいは6次産業化ですとか、そういったところも一緒になって考えなきゃいけないのかなと思いますので、課題として認識をさせていただければというふうに思います。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

いろいろ説明をいただきまして、なるほどなという思いを持ってますけど、いずれにしましてもですね、やっぱり、儲けが出ないとですね、お金にならないと意欲というのは湧きません。ということは、そのことが、ひいては耕作放棄地の拡大につながっていくということがあってはならんわけでありまして、町長悩ましい問題だと言われましたけど、確かに難しい問題だと思えますんで、しっかり、いろいろ検討していただきたいと思えます。それで、先週、先先週だったかな、水張りについてですね、灌漑期、国がですね、4月から10月まで水張りはこの時期ですよということを農業新聞にバーンと農業新聞で出ちゃったんですけど、この辺のところの情報を、ちょっとお聞かせください。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今の議員ご指摘の日本農業新聞の記事かと思いますが、これはこちらの方も把握をしております。この件に関しましては、農政局の方に問合せをしておりますが、今現在、農政局のほうからですね、取りあえず、県の方の通知は行っているというふうな状況でございますが、県から市町村に対しての通知はおいておりません。この辺のところ具体的に農政局のほうに確認をしましたが、現在、国のQ&Aにもありますけども、水張り時期の具体的な時期っていうのは、基本的に指定はございませんというふうなところでございますので、この灌漑期っていうのがですね、やはりあの、要は、川から例えば農業用水を引くとかっていうふうなところでの使い道のところの部分での記事かなというふうに思いますので、要は、美郷町みたいに川から引いてるところもあれば、ほとんどが山の山水を引いているというふうな水路がほとんどだと思いますので、状況によっては、冬に水路に水を引かないとか、止めているとか、いうふうなところもございませう。だから場合によって、その時期的なところが、灌漑期というふうなところに当てはまるのかもしれませんが、例えば、地域によっては、その冬にも、消防用水としてですね、たしか都賀西では、消防用水として既に1年中水路に水を流しているというふうなところの地域もございませうので、国の指針にあるとおり、美郷町のほうでは、灌漑期に水を張るというふうな認識はなく、具体的な時期の指定はないというふうな回答を、皆さんのほうにはさせていただいております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

国は、県の方までは、灌漑期の指定の通知を出したと、県からは各町村には、まだ、まだいか来ないだろうということで、だろうという見通しだと思いますが、これ、もしそういった期間、4月から10月ということになるとですね、例えば白ネギあたりですね、全く1年間作らないということになるんで、ちょっとこれまずいなと思いましたが、県から町村の方へは多分ないだろうということで、安心をいたしました。それで、この水張りルールによってですね、作る作物にかなり影響が出るんじゃないかと思えます。ファームサポートはですね、白ネギあるいはそば、シャクヤクと作っておりますけど、ファームサポートあたりですね、作付戦略といいましょうか、その辺のところですね、この5年水張りによってですね、かなり変わってくるんじゃないか。やに私は思いますが、その辺のところの見通しはどのように思っておられますでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ファームサポート美郷の今後の作付の品目というふうなお話かと思いますが、確かに白ネギ側、シャクヤク等、ファームサポートのほうで栽培をしておりますけども、特に白ネギに関しましては、要は栽培時期が長うございませうので、水張りをするのであれば、

1年確かに作付が止まってしまうというふうな状況も考えられます。ただ、言いましても、やはり、国としては、やはり水張りってというのが、要は水田であるというのを、そもそも証明するというふうなところの作業でございますので、畑地化ができるのであれば、畑地化を進めていくというふうなところの、町としても基本的な認識は変わっておりません。ですので、ファームサポートに作付の品目に関しましては、今後、経営の改善であるとか、作物品目ってというのは、今現在やっている状況でございます。他県の方の状況も見ながらですね、今、サポートの会社の方も入っておりますので、その辺ところの状況を勘案しながら、今後ファームサポート美郷の作物品定については、考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

はい。いずれにしましてもですね、5年水張りルール大変、農家に対してするショックが大きいといいましょうか、転作をやってきた方々についてはですね、よく考えながらですね、取り組まないといけない。町のほうもですね、耕作放棄地が増やしてはいけない。水田を畑地化するのであれば、畑地化してですね、継続的に維持管理できるのであればいいんですけど、やっぱり、そこは、収益性のある作物を作付することによって維持できるという側面が側面といえますか、それが原則だと思います。収益性が伴わないから、耕作放棄地になっていくというパターンになろうかと思えますので、ぜひとも、よくよく検討いただいてですね、この取組みを行っていただきたいということを申し上げます、1問目終わります。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

すいません。ちょっとだけ付け加えてよろしいですか。今おっしゃったように、収益性というところは非常に大事だと思います。シャクヤクについては、やはり、なかなか収益性、考えても難しいところがありますので、今後どうやっていくか。ただ他の品種でいくとですね、例えば、美郷サンバルにはノビルとか、ああいう薬草が使われております。あるいはマタタビコーラを作られても、自生する町内のマタタビが使われたりしておりますので、そういう意味では、広く薬草の中で、儲かる品種をもう一度再考してみるとかですね、っていうところは一つの検討課題としてはあるんじゃないかなというふうに思います。そして、そばにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり出口のところと、6次産業化のところですね、単に生産して粉にして引き渡すだけで、収益性のところなかなか難しいもんですから、その出口以降のところ、もう少し工夫が出来ないかなということで、考えてみたいと思います。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

終わりますとあって、もう一度あれなんですけど、言われますようにね、6次化、こ

れ大切です。ドクダミあたりもですね、お茶にして出すと、もう単価が上がる。本当に6次化というのは大切だと思います。例えばもち米で売ったって安いんだけど、餅に加工するからこそ高く売れるということでありまして、ぜひとも6次化ということは、大変重要な要素ですんで、しっかりと検討していただきたいと思います。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、藤原修治議員の二つ目の、ゼロカーボン農業までについてのご質問にお答えをいたします。まず、このゼロカーボン農業モデルとは、営農型太陽光発電設備を活用した、ソーラーシェアリングなどを核として、再生可能エネルギーを最大限活用し、魅力ある農業の確立を目指すというモデルです。また、このモデルに魅力を感じる新規就農者の呼び込みを行い、新たな農業の担い手を確保することなども目的としております。具体的には再生可能エネルギーを、現行の燃料を使う農業から移行することで、原油価格に左右されない農業のコストダウン化を図ることや、再生可能エネルギーの有効活用で、ハウス内の温度管理が、ある程度自由にできることで、市場価格で有利な時期に、作物栽培をすることが可能となるものと考えております。また、オール電化でつくられた農産物を、脱炭素農産物としてブランド化を図ることで、収益性の向上も狙いとしてございます。そして、将来的には、こうしたソーラーシェアリング等で発電した電気を町内の農業生産者へ安価で提供することや、バッテリーのシェアや農機具のシェアリングを行うことで、町内農家や農業法人の光熱費、経費の低減を図り、美郷町の農業の低コスト化に寄与したいと考えています。このゼロカーボン農業モデルにつきましても、令和5年度に計4回、全員協議会の場で、美郷町の農業の現状、モデルのコンセプトや事業スケジュール等について説明を行わせていただき、3月の定例会において、本事業の予算についても、町民の代表である議員の皆様にご承認をいただいておりますので、議員の皆様にはおかれましては、事業実施へのご理解はいただいているものと認識しております。しかしながら、広く町民にゼロカーボン農業モデルの内容が十分理解されているのか、あるいは、ゼロカーボン農業モデルという言葉が前面に出て、美郷町の農業の立て直しや、地域の活性化という最終的な目的が十分に伝わっていないのではないかとのご指摘につきましても、素直に反省すべき点と考えます。今後は、この農業モデルの目的や方向性を町民の皆様にはわかりやすく伝えてまいりたいと思います。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ゼロカーボン農業モデルということでもありますけど、質問書の中でも触れましたけど、先月ですね、議会報告会で大和会場あるいは邑智会場、出向かせていただきましてですね、まず最初に話が出てくるのはこのゼロカーボン農業でありました。いろいろ聞いてみますとですね、本当に、住民理解が進んでない、広がってないという思いを持ちましたので、これではいかんということで、このたび取り上げさせていただきました。それで、答弁の中でですね、この農業モデルの目的や方向性を住民の皆さんにわかりやすく伝えていきたいというお答えいただきましたんで、もうそれ以上のことはないわけであ

りますけど、少し、理解を深めるためにですね、やりとりをさせていただきたいと思えます。儲か農業あるいはですね、環境に配慮したのかということでもありますけど、儲かる農業ということの中で、農産物の付加、提言を見える化した商品、農産物にラベルを張るといふ分ですね。二酸化炭素5%削減で星1つ、10%削減で2つ、20%で星3つというようなことを、前回の私はね、一般質問の中で、課長答えられましたけど、町での取組みどういった作物が考えられますでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

前回の質問にもあったと思うんですが、農産物の環境負荷低減の見える化っていうふうに、星3つとか2つとかっていうふうなところの部分で、町の作物でどんなものにこれが活用できるのかというふうなご質問だと思うんですが、この中のこれホームページも載っとるんですけども、この対象作物というのがございまして、この中に実は、もうミニトマトというものが一つあがっています。ミニトマトというのは、現在、町でも、大々的に栽培をしているものなので、これは有効なものになるのではないかなというふうなところがございます。あと、中にありますのが、町で栽培をしているものといえば、白ネギであったりとか、タマネギであったりとか、いうものがあげられるのかなというふうに思います。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ミニトマト、あるいは白ネギ、タマネギということをおっしゃいましたがね、私、お米もね、お米も入れていただきたい。有機農業ということで、取組みをすればいいんですけど、なかなかハードルが高いということの中で、少しでも米に付加価値をつけようと思えばですね、有機農業に準ずる農法でつくったお米に対してですね、こういったラベルを張って販売するというのも可能だと思いますんで、ぜひとも、そういったお米なんかですね、対象品目として推奨していただきたいと思います。それで今ミニトマトということをおっしゃいました。オール電化でつくられた農産物を生産過程で、二酸化炭素の発生を大幅に抑えた脱炭素農産物としてブランド化を図り、収益性の向上に取り組むということなわけでもありますけど、町では、前回のやりとりの中で夏秋トマトということをおっしゃいましたが、私もですね、これ本命とすべきは、ミニトマトだと思います。邑南町ではですね、例えば県オリジナルのブドウのシンクですね、これ、なかなかすてきな名前です。神の紅と書いてシンクなんですけど、もう決め打ちしております。美郷もですね、もうミニトマト、これ一本ですね、儲かる農業、こういったゼロカーボン農業関連のですね、脱炭素農産物としての位置づけを図られたらいかがでしょうかということをおっしゃいますけど、いかがお考えでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この、ミニトマトのっていうふうなところのお話かと思えます。確かに全員協議会でもですね、度々この夏秋トマトというふうな言葉が出てくるかと思えますが、おっしゃるように、このミニトマトの栽培面積はですね、現在、町内で1.47ヘクタールございます。販売金額で約4300万円を超えております。そうした現在、島根型養液栽培のシステムを使いまして、町にもですね、専従の普及員がおる中で、栽培技術もある程度確立をされているものだと認識をしております。そういったところでですね、今このミニトマトが、町の主要な農産物の拠点であるというふうなところでの、認知はされているところがございますので、今後、そのミニトマト、要は先ほど町長が言いました、出口のところですね、これを、要は、夏秋トマトにすることによって、要は価格体が高い時期での販売が出来ないかというふうなところを今模索をしております。これを、要はゼロカーボンですね、要は、太陽光で作られた電気を使って、ハウス内の温度管理を、要は変えることで、要は栽培時期をずらすということが、今可能ではないかなというふうな模索をしながら、現在、研究を進めていきたいなというふうなものでございますので、今後、このまず基本となるべきこのミニトマトの栽培っていうところを基準に考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

是非ともですね、しっかりと検討していただいてですね、推進していただきたいと思えます。ゼロカーボン農業モデルということで、ああいった実証の場もできるわけでありまして、いい方向性が導き出されればというふうに思っております。それで、付加価値の高い農産物ということの中で、ちょっと発音があれしちゃったんですが、バワンメラですね、バワンメラ、もうすんなり言えるようになりました。これもですね、バリの町だからこその農産物ということですね、是非ともその脱炭素農産物という位置づけの中でですね、こないだの説明ではですね、太陽光パネルの下でコンテナ栽培するんだというようなことを言われましたけど、そういった物語をつくり込んで高い付加で売ろうじゃないかということですけど、普通の畑でもですね、美郷の特産品の中にですね、もうバワンメラをね、普通の畑、脱炭素というんでなくて、バワンメラをですね、ぜひとも推奨していただいてですね、バリの町ならではの農産物だと、これ大変ニッチな分野、作物だと思いますんで、ぜひとも、この推奨をですね、やっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

●福島副議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このバワンメラの栽培を、町内広げてはというふうなところのご質問かと思えます。確かに最初のほうはですね、全協のほうで、この脱炭素農産物として、このバワンメラ、要はその町のバリの町としての推進ということで尖った作物というふうな話をさせていただいたかと思えます。ただやはり、バワンメラ、南国の作物でございますので、要は、温度管理であったりとか、それから気候によって本当にこれが作物が栽培できるのかっ

というふうな技術的なところが、ちょっと要素がまだ不確定な部分がございます。これを、今ちょっとハウス内でできるのか、それとも露地栽培でできるのかというふうなところの見極めは必要かなというふうに思っています。確かにこのバリの町としての意味合いとして、この作物をつくっていくというのは、物語、ストーリー性もございますので、これが、栽培の技術確が立それから普及がしていけるのであれば、できれば、町としての特産物としての一つとして、開けていきたいなというふうな気持ちを持っております。以上です。

●福島副議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

是非ともですね、もう美郷町はね、バリとの関係性の中においてですね、そういった農作物についてもですね、特色あるものが、あるんだというところを出されれば、非常にいいと思います。それで今儲かる農業について話をしましたけど、今度は環境に配慮した農業ですね。そういった中で、ソーラーシェアリングでもってですね、光熱費の大幅な低減、エネルギー価格の変動に影響を受けない生産コスト構造が実現すればということの実証をされるわけでありまして、再エネ交付金ですよ。これがあるからこそ、できるんであって、これが平成8年以後はなくなるんじゃないかと思っておりますけど、この辺のところの見通しはどのようにたっておりますでしょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

はい、ありがとうございます。この環境省の事業につきましては、ご指摘のとおり5年間ということで採択を受けております。直近の情報でいきますと、かなり手を挙げる自治体が増えてきておりまして、採択されない自治体もたくさん今年度については出てるだろう、出てるというふうに聞いております。ですので、選考者、メリットというのを十分享受は出来てるんだろうなと思っておりますし、今年度、こちらから希望する額を昨年度中に何回もヒアリングを受けましたけども、一応満額でいただきました。はっきりはしませんけども、多分かなり減らされている自治体がたくさん採択されてるところも増えてると思っておりますので、そういう意味では、環境省のほうも、しっかり美郷町の取組みを理解していただいてしっかり付けていただいているということで、令和8年度までは大丈夫なんだとは思っております。問題はその先どうなのかということなんですけども、一つには、ちょっと今の段階では何とも言えない。当然、今後も続けていくので、何らかの助成をしてほしいという、これは言っていきます。一方でですね、こういう脱炭素に絡んだ環境省の補助金の制度が、別にもありまして、例えば、起債、有利な起債をさしてくれるようなものがあります。例えば90%かな、90%が対象となって、2分の1の補助ですから、実質45%の起債が出来ますので、うちは2分の1ですから、そうすると、5%若干落ちますけども、それでも、これは全国の自治体が出来ますので、そういう意味では代替となるものは、表れてきておりますし、今後、令和8年までには、その先どうするんだという議論は当然出てきて、出てくると思っておりますので、いきなり令和8年度で全く何もなくなって、途方にくれるという事態はないんじゃないかなとい

うふうに思っております。ただ状況をよく見ながら、今後もしっかり、検討していきたいと思えます。

●**福島副議長**

8番、藤原議員。

●**藤原修治議員**

ちょっとそれ一番心配しとりまして、状況をしっかり見ていただいでですね、対応していただきたいと思えます。時間がなくなってまいりましたけど、いずれにしても、今回、農業関係、5年水張りあるいはゼロカーボンのことについて、質問いたしました。今、町ではですね、地域計画をつくっております。来年の3月末までにですね、今後、10年先の美郷町の農地のあり方、農業のあり方、これをしっかりですね、作り込んでいかなければならないわけでありまして、こういった5年水張りルールのことあるいはゼロカーボン農業のこと、あるいはファームサポートのこと、そういった要素をですね、しっかり情報発信していただかないとですね、我々今、沢谷連合自治会として作り込みの途中でありまして、方向性が変わっていきますんで、しっかりとですね、情報発信していただいで、10年先の農業を、しっかりと作り込んでいきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げまして、終わりたいと思えます。

●**福島副議長**

藤原修治議員の質問が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時46分)

(再開 午後 1時00分)

●**福島副議長**

会議を再開いたします。

それでは、ここで、私に委任をいただきました仮議長に5番、中原議員を指名し、交代させていただきます。

中原議員よろしくお願いをいたします。

●**中原議員**

ただいま仮議長の選任をいただきました中原でございます。

それでは、仮議長の職務を行います。

引き続き一般質問を行います。

通告4、7番・福島議員。

●**中原議員**

7番、福島議員。

●**福島副議長**

7番、福島でございます。2022年3月議会でも、ほぼ同様な質問をさせていただきましたが、教育振興について、改めてお伺いしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。1年前までは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、新しい生活様式が求め

られているなど、様々な制約がありました。5類に格付された現在、教育環境も以前と比べ大きく変化しているものと推察いたします。新年度も既に2カ月が経過しておりますが、学校教育、社会教育とともに、順調にスタートしているものと思っております。本年度の教育振興についての目標と、その成果に対する期待についてお伺いします。特に、新規の学校給食の質向上事業や、中学3年生のバリ島マス村への訪問への期待や、各種カヌー大会への対応方針などをお尋ねします。

●中原議員

番外、町長。

●嘉戸町長

この質問に関しましては、学校教育に関する質問でございますので、教育長より答弁をさせます。

●中原議員

番外、教育長。

●阿川教育長

福島議員、教育の振興は、についてお答えをします。新型コロナウイルス感染症により、約4年間、教育活動の多くが制限されてきました。しかし、その中でも、新たな試みが生まれ、真に必要なものを積極的に実施する工夫が見られたりしました。今後は、GIGAスクール構想のもとで生み出されてきた多様な教育実践を取り入れることにより、言わば新しい学びのあり方へと進化を図っていくことが、今後重要であると考えています。また、全国学力学習状況調査の結果では、児童生徒同士の触れ合いを基盤とした集団的な活動や、体験的な活動等が制限されてきたと指摘されています。これは、地域社会にも言えることかもしれません。学校現場では、不登校の増加や体力の低下等、児童生徒の学習や心身にも一定の影響が生じています。本町においても、引き続き、様々な課題を抱える子どもたち一人一人への細やかな支援が必要です。学校、家庭、地域が連携し、迅速に対応できるよう、体制強化に努めてまいります。平成28年に、美郷町教育振興基本計画を策定し、美郷町の教育行政が目指すべき姿と、取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。美郷町を担う心豊かな人づくりを基本理念に掲げ、社会を生き抜く力の育成、未来を担う人材の育成、学校、家庭、地域の連携協働による教育環境の充実、3つの基本方針と、9つの基本目標により、各種施策を展開しています。その成果に対する期待、目指すべき姿として、私の理想は一貫して、自律型子ども・おとな・コミュニティの実現です。自分で物事を決め、信念を持って行動できる人づくりを進めます。学校教育の目指すところは、子どもたちの可能性を伸ばし、その時代の社会が求める人材の育成だと考えています。子どもたちの持っている無限の可能性を最大限に伸ばし、夢を実現させると同時に、美郷町に貢献する人材の育成をすることこそ、学校教育が担う使命だと考えます。また、生涯学習実践の場である公民館活動や文化、芸術、スポーツの振興を含め、社会教育の目指すところは、大人としての生活の質、人生の質の向上だと考えます。そして、共同して次世代を担う子どもたちの自己肯定感を高めることが、大人としての責任を果たすことでもあると考えます。自律には、家族との関わりが重要であると言われてますが、学校地域における多くの経験、体験が欠かせません。特に、今年度は、コロナ禍で指摘されていた児童生徒同士のふれあいを基盤とし

た集団的、体験的な活動として、ふるさと教育を重点的に取り組むこととしています。本町のふるさと教育は、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源であるひと・もの・ことを活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育てるために、小学校6年間、中学校3年間を体系的に整理し、取り組んでいます。未来に向かって、子どもたち、大人たちが共に関わり合いながら、協働してチャレンジすることによって、自律型の子ども・おとな・コミュニティの実現を目指します。次に、チャレンジに関連し、議員のご質問3点についてお答えします。1点目、学校給食の質の向上事業についてです。子どもたちに安心して新鮮な地元食材をふんだんに使った栄養価が高く、おいしい特色のある学校給食を、おなか一杯食べてもらうために、給食の質を高めて、子どもの健康や体の成長を支援することを主な目的として実施しています。小中学校ともに、1食当たりの給食単価は県内トップの見込みです。また、地元食材使用比率は、もともと県内トップでしたが、猪鹿蝶給食や石見和牛を使用したふるさとにつくり給食、地元大豆を使用したバリ給食の提供により、さらに高水準を維持していける予定であり、県内で最も子どもたちの給食の質にこだわる自治体です。4月26日には、第1回の猪鹿蝶給食が子どもたちに提供されました。私も町長や原議長、生産者の皆さんと一緒に、邑智小学校の児童と給食で味わいました。特に、美郷もみじのオーロラソースからは、子どもたちに大好評で、「美味しい、美味しい」を連発し、ほとんどの児童が完食していました。また5月29日には、ふるさとにつくり給食で、石見牛丼が提供され、大和小学校の5、6年生と一緒に給食を食べました。子どもたちの様子は、好評を飛び越し大興奮状態でした。私も感激で、大変美味しく味わいました。ふるさと教育の視点からも、この地元食材をふんだんに用いた献立は、特に、食育を通じた美郷町への愛着と理解へとつながることとなります。そして、この給食の味と感動は、学校を卒業しても、生涯決して忘れることなく、美郷を思う心となり、残り続けるものと思っています。2点目の中学3年生のバリ島マス村への訪問についてです。令和5年8月、バリ島マス村との友好協定30周年記念事業として実施した町内中高生対象のバリ島マス村訪問事業では、17人の参加がありました。参加した子どもたちからは、国が違っても人の優しさは同じだと感じた。インドネシア語や英語が話せなかったけど、ジェスチャーでも気持ちは相手に伝わるという経験が出来た。といった感想が寄せられ、参加者からも、ご家族からも大好評で、制度化を求めご意見も多数いただきました。マス村交流の次世代の担い手にもつながることから、今年度から、中学3年生を対象に、希望者をマス村に訪問させる交流事業を実施します。既に応募は締め切られ、36名中、邑智中7名、大和3名で、男女各5名の10名の参加を得て、8月18日から23日までの6日間での訪問予定です。10名の参加者中3名は、昨年度も参加した生徒です。多感な時期から、国際感覚を養っていくことが、グローバルな現代社会を生き抜いていく原動力となります。そして、美郷町だからこそできるマス村との交流を通して、日本文化との違いや、食べ物、宗教や風景の違いなど、異文化を知ることは、子どもたちの感性を磨き、人間的な成長や視野を広げるチャンスです。この事業は、将来の進路や夢、仕事にきっと役立つものと考えています。3点目の各種カヌー大会の対応方針についてです。本年9月の完成を目指し、美郷町信喜地内に建設中の美郷町江の川カヌースプリント競技場は、工事が順調に進み、10月には竣工式を行う予定です。また、11月2日から4日の3日間で、こけら落とし大会として、竣工

記念大会を開催します。この大会は、来年開催されるインターハイ中国総体プレ大会と位置づけており、小学生から一般まで、九州から関西までの、西日本ブロック各地のカヌー競技者を招き、選手や監督 700 から 800 名規模のインターハイ本大会を想定した大会運営を行うこととしています。そして、来年度以降、2024 年にはインターハイ、2030 年には国民スポーツ大会など、全国規模の大会が予定されています。島根県から、美郷町教育委員会に派遣されたインターハイ従事教員 1 名とともに、カヌー競技場の整備と、全国規模の大会運営に向け準備を進めてまいります。また、カヌーに取り組む地元の子どもたちの状況について説明します。町内中学校の生徒数が減少する中、邑智中カヌー部に入部する生徒の数は、近年増加傾向にあります。その理由として、昨年度愛知県で開催された全国大会でのフォア 6 位入賞と、邑智中カヌー部卒業生も多く在籍する島根中央高校カヌー部の存在が欠かせません。地元選手の文部科学大臣杯日本カヌースプリントジュニア選手権大会での優勝や、日本代表として、世界カヌースプリントジュニア選手権大会の出場が、子どもたちの憧れとなっていることは間違いありません。将来の町を担う子どもたちとともに、カヌーの町づくりをさらに推進してまいります。

●中原議員

7 番、福島議員。

●福島議員

教育の振興方針について、たくさんのことをお聞かせいただきました。まず、全国学力学習状況調査等々あって、美郷町の子はしっかり頑張っているものと、私は認識しております。私の住む地域の公民館も非常に活発な活動が行われております。加えて、また、送迎活動も行われております。全地域に公民館が町内に配置されまして、どこも話を聞けば、どこも非常に活発な活動が行われているようであります。町内どこの施設でも、このように活発な活動がなされている中ですが、ここまで至るまで、教育委員会として美郷町として、大変なご努力があったんじゃないかならうかと思えます。そうした中で、今教育委員会として、どのような点について注力されて、住民さんと一緒になって、このように、公民館活動が進展したか。いい方法、こういうことがあったとか、私たちの生活の中でもコミュニティについて持っていき方があれば教えていただきたいと思えます。

●中原議員

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。まず最初に、お答えをいたしますのが、やはり、美郷町教育振興基本計画、この 10 年計画の基本理念でございます美郷町を担う心豊かな人づくり、この公民館活動の根底をなしているのは人づくりであると認識をしております。そして、その人づくりを通じて、美郷町の公民館活動、そこの副館長、また公民館主事、特に公民館の副館長さんは、各地域の集落支援員さんを兼ねていただいております。合わせて地域づくりにも、しっかりとお取組みをいただいているところでございます。そのように、人づくりと地域づくりを合わせ持って、美郷町の各公民館等では、積極的なお取組みをいただいております。そして、その公民館活動につきましても、最近の活動の例を申し上げますと、先ほど議員自ら、比之公民館の活動の一つ例にとら

れましたが、比之宮公民館さんでいいますと、蟠流峡を舞台としたキャンプがこれから夏場にかけて、2泊3日で開催を予定されています。町内の小学校4年生から6年生を対象とし、かつ、中学生を、その事業のスタッフとして招き入れ、そこに、大人、地域の大人や、各公民館の職員さん方が、しっかり関わっていただく事業といったものが予定をされているところです。そういった例にございますように、ある一定の高齢者だけに特化した事業ということでは決してなく、決してなく子どもの世代からそして、その保護者世帯、そして、各地域の大人たちが、各年代交わってその公民館活動等に傾注をいただいております。そういった部分、教育委員会といたしまして、人的、主事等の配置等通じて支援をしてまいり、また、公民館の職員さん方との意見交換会、主事会、また副館長会、そういった場面、そして、公民館職員全体を対象とした研修会等々を開催をさせていただくことによって、互いの公民館の連絡、情報共有、そして、さらなる取組みの強化につなげていっております。以上です。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

先ほど教育長さんおっしゃいましたように、ご答弁いただいたように、やはり自律型の子ども・おとな・コミュニティ、これが、一貫して努めた実現を目指すということで、間違いないと確信をいたしたところでございます。それを目指す中で、特にこれは課題だとか、何かあったら1点だけでも結構ですので、お教え願いたいと思います。

●中原議員

番外、教育長。

●阿川教育長

自分に律する自律っていうのが、とても生きる上で、私も60を超えましたけども、未だかつてなかなか難しい。自分を律するっていうことは難しいなと感じています。簡単に言えば我慢するといいますか、ルールを守るっていうか。悪いことをしない、良いことをするという、という律するなんですけど、そういう簡単なことがなかなか出来ないというので、私も悶々としてるところもあるんですけど、子どもたちもこのコロナの影響もあって、大人もそうですけども、ちょっと家にいるのが長くなったんですけども、なかなか自分の目標がなかなか定められないといいますか。自律の弱くなってるかなっていう気がします。今こうやって、コロナも治まりつつありますので、ふるさと教育を重点に取り組むと言いましたけども、やっぱり、外に出かけていろいろな体験、人と会うこととか、ああいうことが大事になってくると思います。その中で、多くの体験を乗り越える中で、自律っていうのが少しずつ芽生えてくるかなと思うんですけども。課題といいますと、大人と子ども、今公民館の話をしていただきましたけども、ぜひとも大人と子どもと一緒に交流する関わる場をたくさんあえてつくっていただきたいなと思います。少しその関わり不足っていうのが、子どもたちの成長に影響を与えているのではないかなあと感じています。よろしく申し上げます。以上です。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

同様な話で、つながっていくと思うんですけども、ふるさと教育について少し伺いたいと思います。教育資源を活かし、体系的に取り組んでいるとございました。先日、大和中学校の荷越瀬だよりを拝読しました。その中には、荷越瀬プロジェクト始動とありまして、その中には、神楽コースとふるさとコースの2つのコースに分かれ活動を行います。地域の方と触れ合い、ふるさとへの愛着を深めていきたいとのこととございました。一方、邑智小学校では、学年により、地域に出かけ農業体験を行っている伺いました。私は美郷のふるさと教育は最高だなあと、そういう中からは、非常に、心強く、またうれしく分を感じております。教育長さんは、このことをどのように感じられておりますか。お伺いいたします。

●中原議員

番外、教育長。

●阿川教育長

私も、美郷町のふるさと教育というのは最高だと思っています。それはですね、地域の大人の方々が大変協力的で、子どもたちを、宝物といいますか、子どもたちの成長に惜しみなくエネルギーを注いでいただいて、学校の教育のためにですね、惜しみなく学校に入ってもらったり、土地を提供してもらったり、子どもたちと一緒に作業してもらったりと、これを、今、就学、入学前から、もう保育園の時代からも一緒に芋づくりをしたりですね、してます。ですから、先ほどは、小6、中3の9年と言いましたけども、実はその前からもうふるさと教育が始まっていますし、そこにも、JAの方のご協力いただいていますし、中学校卒業、隣の近い島根中央高校なんですけども、ここの連携もやっておりますので、9年と言わず15年、もっとそれ以上にふるさと教育っていうのは、この町では、取組んでいて、非常に他の市町でたくさん経験はしておりませんが、コーディネーターもいるんですけども、このコーディネーターも県のほうでも取上げられて、講演をしたりするという状況でございまして、非常に美郷のふるさと教育は、充実していると。これで甘んじることなく、もっと、たくさんの大人の方に子どもたちと関わっていただきたいなと思っております。以上です。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

これちょっとその荷越瀬プロジェクト写しなんですけども、ちょっともうちょっと読むと、これから各自が取り組むテーマを決め、地域の皆様にいろいろとご協力いただきながら学習を進めていきます。11月中旬に発表会を開催いたします。荷越瀬プロジェクトの活動を通して地域の方と触れ合い、ふるさとへの愛着をさらに深めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いたしますとありました。これは、まさに先ほど、教育長さんがおっしゃったように、自律型の子ども・おとな・コミュニティにつながっていくんじゃないかと、非常に感心して、このちょうど、荷越瀬だよりを気になって取っとたもんで、つながってるんだなと思えました。このようなすばらしいのをもっと何かいい方法で広める方法はないものだろうかと思って見たんですが、住民の一般の皆さんにもっと心強く広まるといいなと思うんですが、いかがなもんなん

しょうか、お伺いいたします。

●中原議員

番外、教育長。

●阿川教育長

荷越瀬プロジェクトも進化をしております、紙で配るだけではなくては、今 SNS で情報を少し発信したりという、美郷町、大和を越えて美郷町を出て、この荷越瀬プロジェクトの魅力は、ちょっとずつですけども発信しています。荷越瀬プロジェクトが始まってもう 7 年、6、7 年経つんですけども、お劣ることなく、その年、その年のやっぱり子どもたち違うんですけども、何かこう新しい発見をしよう。神楽ですけども、同じ演台であっても、やはり子どもによって演じ方が違うんで、その集まったみんなで一生懸命踊ってみんなに披露しようという。これが荷越瀬プロジェクトの、自分で決めて、何かこう意思を持ってプロジェクトを最後まで完結する。ここの大和中の 3 年間というのはこういう流れが生まれていて非常にいいと思っています。そこへ、やっぱり大和の地域の方を中心とした支援といいますか、大和中学校、荷越瀬プロジェクトをやった生徒たちってすごい自己肯定感が高まるという。この自己肯定感、地域の人に愛されている、守られてるっていうこの気持ちが一番大事で、大和に帰ってくるのがいいんでしょうけども、そうでなくても、大和の思いを一生忘れないという、これが小さい小中学生さん、小さい頃にやっぱ教育を植つけられる荷越瀬プロジェクトのいいところだと思っています。もっともっとこれを外へ外へ発信していきたいなと思います。

●中原議員

7 番、福島議員。

●福島議員

ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、私、大和中学校の荷越瀬しか余り存じあげないもんで、邑智地域の方に、ちょっと失礼な質問内容になったかなと思うんですけども、やっぱり、同じ町民として邑智地域では、どんなになってるだろうかなと思って見たりもしてるわけで、そういう意味では、いろんな意味で広報していただきたいなということを思った次第でございます。ちょっと、言いようが悪くて申し訳ございませんでした。次に、学校給食の質向上事業であります、私も先般の猪鹿蝶給食と一緒に食べさせていただきました。非常においしく味わっていいもんだなというふうにして、やっぱり、給食の質が上がるということはこういうことなのかということに改めて知りました。それで、さらにまた、石見和牛の給食があったりとか、またバリ給食があったりとか、そのように、やっぱりその地域を活かしたようにあるようでございますが、岐阜県のほうでもやっぱり、美郷と同じように、鮎の給食が出たりするようでございますが、いつも、こうご馳走が出ると、来月は、今週はどんな給食になるかという楽しみな感じでまた、献立表とか、いろんなことが気になって、子どもさんも気になってくるかなと、楽しみしてるんじゃないかなと思うんですけども、またご存じのように、6 月は、農水省が定めた食育月間でもございます。ご存じのことだと思うんですが、日本の食料自給率は、熱量換算で、昭和 36 年度には、73%、令和 6 年度見込みは 38% だそうですが、これをお米で、換算すると、換算というか、お米で言いますと、昭和 36 年の年間 1 人当たりの消費量は、117.4 キログラム

だそうです。今年 R6 年の見込みは 50.9 キロ見込まれておって、非常に減つとるということでございますが、これは、人口の当時の昭和 36 年の人口と今の人口の違いと、食事が欧米化してきたというところがあるようでございます。そうした中で野菜もできるだけ町内のものを使ってもらっており、地産地消に協力してもらおうことで、食育活動により、私も、生産者の 1 人として非常に喜んでおりますし、私の方も注文があったりすると、何かすごいちよっと丁寧に扱ったりするような気持ちになって、扱わせていただいております。みさと市を經由といいますか、みさと市を經由して給食センターに行くわけですが、一番美郷町みさと市を經由していく野菜、地元の野菜ってどんなものがあるんだろうかなと思っておるんですが、大体どんなもの、白菜、大根、想像できるんですけども、ちょっと主なものを、2、3 お教えいただければ喜ばます。

●中原議員

番外、教育課長。

●旭林教育課長

議員お尋ねの件でございます。今回の定例会一般質問の参考資料といたしまして、6 月分の給食、6 月の献立という 1 面と 6 月給食カレンダーという 1 面の資料を提示をさせていただきます。特にこの給食カレンダーの方に、各給食で用いております食材の一覧を掲げておるところです。特に、議員お尋ねの美郷町産ということになります。例えば、シイタケであったり、また、タマネギであったり、人参であったり、という、各種多様な野菜品目等も、美郷の地元食材として、給食の献立として用いているところがございます。また、美郷ランチというInstagramの方も、給食センターとして開設をしております。そのInstagramのほうには毎日の給食の写真を掲載をさせてもらって、その献立を掲載をし、かつ、一番最後に、美郷町の食材という項目を設けています。その美郷町の食材というところに、必ずご飯、お米を美郷町産で使っています。シイタケを使っています、タマネギを使っています。そういったことを、Instagramを通じて、皆様方にお伝えをしておるところでございます。最後、ちょっとご紹介になりましたが、以上の答弁となります。

●中原議員

7 番、福島議員。

●福島議員

給食カレンダー献立表のお話が出ましたが、こういうものをいただくと、私たち生産者も、また励みが出るところでございます。また、こういうような地元特産のものを考えられている栄養教諭さんのご努力にも、感心いたしますし、またこういうのも、どこにも広がって、頑張っとなだちゅう、地元のことを考えてくれるんだなということが伝わればなうれしいなと思うところがございます。続いて、中学校 3 年生のバリ島マス村への訪問であります。昨年の中催しの中であったと思っておりますが、参加したみさと館でだったと思うんですが、参加した子どもたちが、限られた短い時間の中で、それも、たくさんの大勢の人の前で、大きな舞台上、もう本当、短い時間の中で、制約されて、しゃべらにやいかんと、どがあにかせにやいけんという、僕らでもあせってしまうような中で、堂々と発表したという姿が、よくここにすみついておるんですが、大変よかったですなあと感じております。中身はどういうんですか。自分が感じたこと、体験した

ことを堂々としゃべってた、報告していたちゅうのが非常に心に残っております。やはり、そういう経験を積むことが、大変大きな成果であったということは、このバリ島行ったものの、非常に成果であった意義は大きいものと感じました。先ほど、答弁いただいた教育長さんの思いに全く感心するわけですが、今回の夏に子どもさんが行かれるということですが、教育委員会からは、どなたが同行されますでしょうか。どうでしょうか。お伺いいたします。

●中原議員

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。今年度の中学校3年生バリ訪問をにつきましては、基本、企画推進課の方が主管課となってこちらの事業、取組みをすることでございまして。その際には、また、町長のお考え等もあり、役場の職員も基本同行してということになっておろうかと思っております。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

全く私的な考えですが、教育委員会からも行ってもらえば、非常に、あるいは学校関係、教員さんですか、どちらかかも行ってもらえる1人ぐらいスタッフの1名として参加してもらおうようにしたほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですが、全く私的な考えですけども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

●中原議員

番外、町長。

●嘉戸町長

本年の3月の議会のところで、定例化したいということで予算案を上げさせていただきました。その時にお話しさせていただいたと思うんですが、学校の行事ではない形での定例化と。学校は修学旅行で全員参加で、学校の教員がプログラムとして着いていくというものに対して、美郷町独自の形で、学校のプログラムとは別にですね、交流事業として行いたいということを申し上げておりますので、学校の先生が着いていくというのは、多分難しいと思います。それは職務としてはまた、全く別の話になりますので、それで、役場の中の職員が引率をしていくことになると思います。5、6名、7名ぐらいの人間かなと思っております。いろんな部署がありますので、できるだけいろんな部署の人間には行ってもらいたいなと思っております。昨年、私が団長で行きましたので、今年は副町長団長で行ってもらおうかというふうに思っております。引率する職員につきましては、今人選中でございますけども、今のご意見も踏まえまして、決めていきたいというふうに思います。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

検討していただくということで、よろしく願いいたします。で、やはり、また、条例化されたり、バリの町宣言とかあって、ますます交流が出来たりして、非常にいいんじゃないかと思っております。次に、カヌー競技会場のことでちょっと、お伺いしたいと思うんですが、この間、3月の時もちょっとお話ししたと思うんですが、本当、こう広く、375号走りますと、非常に広く感じて、こんなに広がったんかと思って改めて思っ、思うように、1日1日と様子が変わって広がってきて、どんどん立派な競技会場になっていくんだなあというものを、毎日のように見させていただいております。その中で、カヌー大会の対応ということなんですけども、先ほど伺ったところでは、700から800人の方がお見えになるという大変な方が、来町、来場されるということで非常に歓迎すべきことだと思っておりますし、が、一方、今、おいでになる方が多い中で、会場での道案内とか会場案内の方というんか、そういうような接待から始まって、いろいろ大変なこともあるんでしょうが、そのおもてなしという言葉が流行ったんですが、そういうその他各種中大会に向けて、美郷町として、おもてなしというんか、会場においでになった方へ、どのような気持ち、態度で、おもてなしということが行われるだろうかなあと思って思います。大会の種類、大きさ、大小ありましようけども、基本的ないわゆるおもてなしちゅうのはどういうことを思っ、やられるのか。少しお伺いしていきたいと思っ、います。

●中原議員

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。まず、議員お尋ねのおもてなしの心ということでございます。その前段のところ、来年の全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイに向けましては、美郷町の実行委員会組織を設立をさせていただき、今、準備をしておるところでございます。具体的に申し上げますと、今週末、14日金曜日に、関係の皆様方にご出席をいただき、来年のインターハイに向けた実行委員会組織の立ち上げをご承認いただければというふうに考えております。ご承認いただいた後に、同日、合わせて第1回の総会も予定をしておるところでございます。その実行委員会組織の中で、様々な課題を洗い出し、そして、その解決に向けた検討等を具体的に進めていくこととしております。そういった中で、お迎えをするおもてなしということでございますが、例えば、過去の先催県等の取組みの事例を思い起こしますと、例えば、地元の住民の方々が、沿線各地、競技会場周辺の沿線各地に道案内役として、他県からおいでになられた選手や、そして保護者の方への誘導といったようなこと、また、ちょうどカヌー大会、インターハイ、夏場でございますので、熱中症対策等々考えられて、空きスペースといいますか、そこで、かち氷というですか、各家庭で氷をつくられて、そのつくられた氷をご希望の選手や保護者の方にお配りをされると言ったような活動、そして、インターハイの主体は、高校生でありますので、選手として大会に出場する高校生だけでなく、今回、島根中央高校の生徒さんが中心になられるわけですが、高校生活動といったことも、今、計画をしているところです。そこに、地元美郷町としても、どういった大会への関わり方があるのか、といったことも含めまして、本実行委員会の中で今後検討してまいりたい

というふうに考えます。以上です。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

今、先ほど、実行委員会のお話が出ました。その中で、いろいろな問題が話されるとは思いますけども、自分がちょっと、いろんな大会があった時、通らせてもらった時の思いを少し述べさせていきますと、たくさんの車が来るわけでございますし、先ほどございましたように、会場までの道路でいろいろ道案内とか、いろいろお話も出ましたが、いずれにしても、信喜線については、会場までの道路は狭隘区間が多く、すれ違いとか、出会い頭とか、そういうものの注意が非常に大切、重要なことになってくるんじゃないかと思います。それらの対応策も実行委員会で十分に対策を考えられると思うんですが、一番私が思ったのは、一昨年、先一昨年だったか、ここであった時に、1回のぞいてみたんですが、信喜橋の上から応援されてる方が、たくさん保護者の方がありまして、車が非常に通りにくかったという覚えがあります。大会中にピーっと鳴らすわけには、クラクションを鳴らすわけにもいかんし、かといって強引に通るわけにもいかんし、ちょっとなんぎをした覚えがあります。そうしたような中をちょっと、特に考えていただきたいなあと、交通の便については、そのように感じました。自分でも、そのようなことを思うので、多分、委員会の方々には、またそういうような問題がたくさん、こういう問題もある、こういう問題もある、一般の方々にも、こういうことをお願いしなきゃならないというようなことも今の段階でお考えになっていることがあったら、お知らせ願えればと思います。

●中原議員

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。今カヌーの競技場が建設になってまして、9月中には出来上がって10月には竣工式を行う予定しております。ですので、先ほど申し上げましたインターハイのプレ大会につきましては、11月ぐらいで、新競技場で行う予定にしております。ということは、今のレース会場が信喜橋のところゴールになってますけども、新しい競技場が出来ましたら、信喜橋あたりがスタート地点になりまして、ゴールはもっと下流部ということになります。それで、車につきましてはですね、本来は、そこで観戦しないでくれっていうことのルールで、先週ですか、島根県の高校総体のカヌーの予選がありましたけども、そこでも、基本的には通行止めでやっておりますので、車で通ってもらわないということが前提ではあるんですけども、今後の大会につきましては、今のように下流部で行いますので違うオペレーションになってくるかと思います。それと、信喜橋自体が9トンまでの制限がかかっている橋でございますので、一遍に9トンまでしか車が橋の上にいるわけにいかないの、人が制限をして片側通行を行うということになるかと思っておりますので、ここは、非常に人手を割いて混雑、回避をやらなきゃいけないのかなと思っております。実際の運営にあたりましてはカヌー、インターハイにつきましては、県の教育委員会とスポーツ団体、高体連がやりますので、美郷町には教育委員会に1人と、教員を派遣していただいてまして、インターハイの準備を今行

っていただいております。ここで、しっかり運営についても、特にこの橋のところの混雑どうするのか。おそらく違うところの駐車場からピストン輸送をある程度やるんだらうなというふうには思っております。それと、車の離合につきましても、信喜側に渡ったところで重なった時に、離合がなかなか難しい狭い狭隘な地点がありますので、ここにつきましても、今年度予算で、すれ違いができるようなクレーチングをかぶせたりとかですね、そういうふうなことは、今やっておりますので、10月の竣工までには、そここのところは改良が進むじゃないかなというふうには思っております。ですので、おっしゃるように、あそこへの車の乗り入れのところが非常に難しいんだらうなと。特殊な条件があるんだらうなということで、実務方でも理解しておりますし、島根県のカヌー協会でも認識はしていただいております。このカヌー競技の特殊性からいきますと、このカヌー艇、船をどう搬入するかなんですけれども、トレーラーで向こうまで持っていける小型、中型の牽引車であれば向こうまで持っていけるんですけれども、もう少し引っ張っていける大型の牽引車になりますと、橋を通れない形になりますので、これにつきましても、今の部室があるところから、反対側の岸から搬入するとか、こういったふうなことも今、検討されております。いずれにしましても、福島議員おっしゃるようになりますね、交通整理ですとか、こういったところは運営上非常に重要になってくると思いますので、しっかり検討はしてもらおうと思っております。

●中原議員

7番、福島議員。

●福島議員

たくさんのことを伺いましたが、カヌー大会がぜひとも成功するように、祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。

●中原議員

福島議員の質問が終わりました。

ここで、福島副議長と交代させていただきます。

●福島副議長

それでは、ここで、14時10分まで休憩といたします。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時10分)

●福島副議長

会議を再開いたします。

通告5、4番・日高議員。

●福島副議長

4番、日高議員。

●日高議員

4番、日高でございます。私は、IP告知端末機の有効活用についてということで、1問だけ質問をさせていただきます。IP告知端末の活用は、町や地域のお知らせ、テレ

び電話機能など、幅広く活用されております。しかし、端末機の画面が小さく、また、設置場所まで行かなければ、画面を見ることが出来ず、面倒で見ないという声も聞きます。IP 告知端末機と家庭内テレビの接続は出来ないか。接続が可能であれば、町や地域の生活はもとより、賑わい創設事業による出店業者の広告、チラシの視聴が家庭でも可能となり、商業の活性化にも一役買うことも予想されます。IP 告知端末機の有効利用につながると考えますが、いかがか、お伺いをいたします。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは日高議員のご質問 IP 告知端末機器の有効活用についてお答えをいたします。まず、家庭内のテレビに接続が可能かどうかという点につきましては、現在の IP 告知端末は、HDMI ケーブルを用いて接続しておりますので、接続し、テレビモニターに移すことは可能な仕組みとなっております。導入当初には、設置工事時の際に、各ご家庭において、旧 IP 告知端末の場所にかかわらず、ご希望の場所に、新端末を設置をさせていただいております。その後、初期段階で設置したご家庭の中で移設希望が多かったことから、特例の無償移設期間を設け、無償にて移設も行い、皆様方にテレビモニターに映すような形の工事をさせていただいております。そうした期間中に、多くの皆さん、町民の皆さんから希望され移設を行っております。また、IP 告知端末のお知らせの内容についてですが、原則として、役場からのお知らせのみを現在行っております。その例外として、営利を伴わない団体や地域のお知らせにつきましては、担当課を通して配信をしています。しかしながら、お店や企業の広告、チラシなど、営利に関わるものについての配信は行っておりません。行政からのお知らせであるため、こうした取扱いについては、ご理解をいただければと思います。

●福島副議長

4 番、日高議員。

●日高議員

新 IP 端末の設置について、私の家でも、従来あったところから移設を希望し、どういたしますか、扱いやすい、見やすい場所に移したのは事実でございます。ただ、テレビ等の接続、こういったものの考えはありませんでした。よく聞くんですが、多くの方ではないんですが、役場ではこういったことがあるんだがどうだろうかというふうなこととか、それは IP 端末で流れているんだがといえば、いやあ IP 端末ちょっと画面が小そうて、なかなか見んよねというふうな声も聞きます。そういった意味で、この端末機大変な費用をかけてやったわけですが、町民さんのご意見、ご要望、こういったものが、今まで上がってきたようなことはないのでしょうか。

●福島副議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

IP 告知端末の、現在の使用のもののご意見、ご要望についてでございますが、確かに議員おっしゃいますように、画面が小さいという声は、何点かは、聞いております。

ただですね、これを、先ほど町長の方からありましたが、このテレビに映すということも何件かお宅でやっておるところはあるんですが、実際ですね、例えばお茶の間で実際見られているテレビにも、なかなか強制的につないで映すということはなかなか難しいと思ってますので、そういったところをご家庭の事情に応じてやっていただくというところですね。後ですね、ご意見としましては、色々あるんですけど、例えば音量が小さいとか、そういったところはですね、ボリュームの上げ方とかですね、前の端末と違ってちょっと若干画面をさわっていただくということも必要ですので、そういったところは、電話の方でご説明させていただくというふうな運用をしております。

●福島副議長

4番、日高議員。

●日高議員

既にテレビの方にですね、つないでいると、こういったことをお聞きしまして、よく知ってる方は知っとるんだなというふうな理解をいたしました。私は、このテレビに繋げるかどうかというのはちょっとわかりませんで、今回こういった質問もしたわけです。このことについては多くの町民さんが、機械に詳しい方は分かるかもしれませんが、なかなかご理解しておられないのではないかなというふうに思います。そういった意味ですね、せっかくのIP機器ですんで、有効に利用されるようですね、その辺のお知らせとかですね、そういったことをやられるような動き、こういったことはないでしょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど答弁申し上げましたようにですね、このIP端末の導入にあたりましては、この議会においても、そういうふうなことができるというのを当初、説明もさせていただいておりますので、多分皆さん、ほとんどの議員の皆さんはご理解いただいているんだと思いますし、町民の皆さんのお宅にも、テレビにつけたい方は、そういうふうにもできるということで、当初からご案内をさせていただいております。先ほど申し上げましたように、その後、ご希望の場所に、テレビに映したいということについては、本来は有償なんですけども、無償の期間をつくって、移設もさせていただいておりますので、ほとんどの町民の方は、ご理解いただいているんじゃないかなというふうに思います。

●福島副議長

4番、日高委員。

●日高議員

当初の時にですね、そういった説明があったというところでございます。ちょっと、私がちょっと認識不足で申し訳なかったんですが、そういったことであればですね、多くの町民さんも、画面が小さいとか、そういったことではなくてですね、テレビにつなげてですね、見れるんじゃないかなというふうに思います。それと同時にですね、行政のお知らせ、こういったものが流れるわけですが、早い話が、今度賑わい創設こういったもので、藤原議員さんのご質問もあったりして、その時の答え、回答として62%ぐ

らいがですね、食料品については、町外に出ているというふうなこともございました。そういった意味で、できればですね、いわゆるチラシ、こういったものとかですね、そういったものを頻繁にですね、いろんな媒体、IPの媒体などを使ってですね、広く広報する。これ、この出来ないというのが、やはり何でもそうですが、町のいわゆる事業主体とした場合ですね、目的に沿った利用されるということがあると思うんですが、そういった理由で、いろんなチラシが出来ないという、これ、運営規則か条例の方にも載っつると思うんですが、もしそういったことであればですね、この業務をですね、管理委託をして、例えば管理委託の中に、委託事業とそれから自主事業、こういったものを許可をしてですね、この端末機が有効に利用できるという、こういったことは出来ないでしょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

細かい規則等々につきましては、また担当課がお答えするかと思いますけども、この運営を、例えば他のところに任したとしても、IP告知端末というのは、行政が提供するお知らせ用の機器ですので、こっから流れてくるものにつきましては、基本的に行政が行っているものですから、営利目的のものを流すというところにつきましては、やはり一つ線を引かなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。その上で、今後、検討もさせますけども、例えば賑わい創出事業のこの施設が出来た時には、チャレンジショップですとかっていうようなものも設置しますので、一定の期間限定の出店というのがチャレンジショップですので、そういう意味では、ぎりぎりそれのお知らせがいいのかどうかというぐらいのところがいいんじゃないかと思いますので、一般のチラシとかですね、こんなものが安売りだっというところは明らかに営利の範疇になるんじゃないかなと思うので、難しいんじゃないかなというふうに思います。

●福島副議長

4番、日高議員。

●日高議員

せっかく多額の費用を使って設置しております。今、町長言われたようにですね、あくまでも営利では、チャレンジ的なですね、そういったものについては、できるかもしれない。検討されるということがありました。こうして、今の商業の活性化であるとかですね、そういったことにつきまして、確かに賑わってる場合での活用についてはですね、いろいろ問題があるかもしれませんが、美郷町についてはですね、全町挙げてですね、いわゆる商店街の賑わい、こういったものを進めていかなければならない。また、こればっかしではありません。例えばカヌー事業にしろ、これから、インターハイ、国体、こういったものもあるわけですが、広く町民さんにも知ってもらうためにもですね、いろんな媒体を使って町民に流していく。これが必要なんじゃないかと思うんです。そういった意味で例えば、指定管理はこれは出来ないわけですが、指定管理の場合ですと、早い話が、いわゆる業務を契約する事業と自主事業というのがありまして、自主業については、その委託者が、それは条件をつけられればいいわけですし、そういった条件の中で、自主的に運営をしていくと。こういったふうな方式ができると、このIP

告知の端末のですね、利用価値が、まだまだ広がると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

日高議員さんのご質問の中で、失礼いたしました。日高議員のご質問の中で光ネット、IP告知端末についての委託、言葉の中、ご質問の中では、例えば指定管理出来ないんじゃないかということをおっしゃりながらも、自主事業とかということをおっしゃられました。でですね、ちょっとその前に法的な整理を、観点から私どもの法令解釈担当してる総務課からお答えをさせていただきます。IP告知端末につきましてはですね、その運営については業務委託ということは、法的には可能でございます。その上で申し上げますけれども、その業務というのはあくまでも行政の業務の委託ということでございまして、いわゆる先ほど日高議員さんがおっしゃられました指定管理における自主事業とかいうものとは別物であって、そういったものは、委託にあたって想定されないということをおっしゃっております。以上です。

●福島副議長

4番、日高議員。

●日高議員

聞きたかったことは、今のようなことで、いわゆるその他の媒体を使ってですね、美郷町、いわゆる宣伝していく、これが一つの、私が今日聞きたかったところでございます。ちょっと、どういいますか、私もちょっと考えてみて、やっぱりこうして今買物難民、こういった問題も出てきております。この、今回の一般質問の中でも買物難民の話も出てきました。そういった中で、このIP告知、これちょっと無理だと言われたんで、それはいいんですが、そういった中でのチラシの中で、早い話が、課長さんにもちょっと話したんですが、番号でも振ってですね、その番号を、いわゆる買物難民の方が選んで、それを、例えば自治会等々ですね、ご利用していただいて、それから今度買物をしていくと。そうすると、やはり今までが、例えば買物といえば委託を受けて、三次に行ったり大田に行ったり、そういったことで要望に応えたんですが、これがですね、身近な町内ですね、高齢者そういった方が、はっきり言えばこういったものが売ってあるかなかなかわからないというのが一つあると思うんです。三次に行けば色んなものが売るとすると、大田に行けば色んなものが売ってあると、ですから、当然そういったことになる。ただ、身近な町内にですね、こういったものがあると、これが分かるだけで早い話が、地元への購買がどんどん進んでいくんじゃないかと思うんです。そうしたことも踏まえてですね、そういったいわゆる買物についてやると、また、自治会が動くようになると思うんですが、もう自治力の強化にもつながってくると。こういったことになると思うんです。是非ともですね、今回IP告知、これなかなか業務委託ができるということがありますんで、いろいろ検討されてですね、出来んものは仕方ないんですが、もし出来るようであればですね、広くですね、ご利用、いろんなものをご利用して、利用してですね、町内の賑わいにですね、つなげていっていきたいと思うわけでございます。是非ともですね、ご回答はいただきました。それで、これで、時間がまだ12分ぐらい

余っておりますが、大体のことは分かりましたので、質問は終わりますが、色々な機械、いわゆる IP とかいろんなものを媒体を利用してですね、是非ともですね、活性化につなげていただきたいと、そういったことをお願いをいたしまして質問を終わります。

●福島副議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

はい、ありがとうございます。今の IP 告知端末についてでございますが、先ほど町長からありましたようないろいろ制約がありますが、加えてですね、ちょっと今の端末の能力的な面もあります。ですので、当初、買物支援だとか計画があったんですけども、ちょっとなかなかスペックが足りなかったりとかですね、ありますので、こういったところはですね、こういった機械は年々、年々といいますか更新かけて、その時代に沿ったものを導入するというのがありますので、今後、そういったところも踏まえての更新と、あと IP 告知以外にもですね、今様々に町の方で、いろんなデバイスを使ったりとかですね、宣伝等は、情報発信を行っておりますので、そういったところを踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

●福島副議長

4 番、日高議員。

●日高議員

これもちょっと、課長さんからちょっと聞いたんですが、今回質問せんように、聞かんようにしたんですが、機械ですんで、更新の時期もあるだろうというふうなことをお聞きしました。それでやはりですね、例えば、いつになるか分かんませんが、更新をする場合ですね、今までやってきた事業をですね、いわゆるチェックをよくかけてですね、それから、もう一度更新をしていく時にですね、よりよいものにしていく、そういった意味で、広くの誰もから意見をもらうことは難しいんですが、そうした機会を設けながらですね、更新をされる。IP 告知をですね。より充実したものになるようですね、やっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。これで終わります。

●福島副議長

日高議員の質問が終わりました。

通告 6、11 番・佐竹議員。

●福島副議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

町の健康診断に、追加をしていただきたいというお願いでございます。町の行っておる健康診断は、いろいろな病気が早期に発見されております。このたび、膵臓がんの検査キットが開発されたとのことであります。これを健診の項目に、加えたらいかがでしょうか。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは佐竹議員のご質問、町の健康診断に追加を、にお答えをいたします。まず初めに、美郷町のがん検診の現状につきまして、ご説明をいたします。美郷町のがん検診事業は、国の指針に基づき肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がんの、いわゆる五大がんの検診を実施しています。しかしながら、現在、膵臓がんに限った検診は行っていません。また、検診事業、これは移動検診車による集団検診ですが、この事業を委託している事業者におかれましても、膵臓がんの特化した検査メニューは、現在行っていらっしゃらないというのが現状です。佐竹議員からご提案いただきました、新たな膵臓がん検査キット、につきましては、おそらく、厚生労働省から承認された膵臓がんの診断を補助する体外診断用医薬品のことかと思えます。こちらにつきましては、今年の3月から検査キットを使った検査が始まっています。今後、検査結果に基づく精密検査データの解析を行い、有効性の確認が行われることとなります。結果が出るのは数年先の見込みとのこと。この検査キットの研究チームでは、将来がん検診にも応用することを目指して研究を続けておられ、有効性が確認をされ、また、国が推奨するがん検診として、指針に追加をされれば、町としても、検診メニューの追加を検討していきたいというふうに思います。膵臓がんは、一般的に自覚症状があらわれにくく、進行が早いため、早期に発見することが難しいがんの一つとされています。発見されてからの5年生存率が10数%というデータもあります。なお、令和4年度の美郷町の死亡要因のトップは、悪性新生物、いわゆるがんであり、約3割の方ががんでお亡くなりになっております。この3割のうちの14%の方が膵臓がんでお亡くなりになっております。こうした状況から、膵臓がんの早期発見に結びつく効果的な検診を導入出来ないか、今後も検討してまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

●福島副議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

ちょっと前のことなんですけども、私の友人が、体の調子が悪いと言うんでそれはお前、町の健診受けっていうたら、嫌だ嫌だと言うとったんで、私が勝手に申し込んでやったんですが、そしたら、渋々検査を受けに行きましたら、3日後に、町の方から、すぐ検査、精密検査を受けというふうに言われまして、病院行って検査したら、がんが見つかって、それから一応治療して、まだ生きておりますけども、今、がんは2人に1人が罹る病気と言われております。私も、6年前に大腸がんが、町の検査で、発見されて、6年前で、この間行ったらもう完治したから大丈夫だというふうに言われました。とにかく、町の健診というのは、本当いいシステムと思っております。特に膵臓がんというのは、自覚症状がないわけですね。既に見つかった時は、相当に進行しとるという場合が多いようございます。進行しますと、腹痛、それから食欲が不振、腹部の張りですね。それから黄疸が出たり、腰や背中が痛くなったりというような症状が出るようございます。そういう症状が出た時は、もうかなり進んでおって、なかなかこれを、これから治療いうか、治るまでは、大変だと思っております。私の周りでも、もう5人ぐらい若くて膵臓がんで亡くなった人がおります。特に最近でいえば、西原議員が、膵臓がん罹りまして、もう最後の方では、痛み止めの治療だけしておられたようでありま

す。とにかく、とにかく何としても、すい臓がん早く発見するということが、大変大事なことでありますので、とにかく、早く見つけるためにはどうすればええという、今言いました進行してからではあれですが、予防としては、まず、たばこを吸わない禁煙ですね。それから、節度のある飲酒、バランスのいい食事、運動、運動すると。それと肥満は良くないということでございますので、とにかく、自分では分からない病気でありますので、とにかく見つかった時は遅いという気持ちでとにかく普段から気をつけていただきたいと。町長、今度、検診ができるようになれば付けると言われましたので、よろしく願いをいたしまして、私は質問を終わります。

●福島副議長

佐竹議員の質問が終わりました。

ここで14時50分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時39分)

(再開 午後 2時50分)

●福島副議長

会議を再開いたします。

通告7、5番・中原議員。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

最後の質問者になりました。共産党の中原でございます。今回は、会計年度任用職員制度、これは、非正規職員のことでありますが、これについての質問をさせていただきます。私は先の議会での質問の中でですね、役場職員さんの約半数が、非正規職員さんであることを知りました。この役場の非正規職員さんは、2020年、今から4年前の4月からですね、制度が新しくなりまして、1年契約を原則とする会計年度再任用制度ということになりました。この制度は、もともとですね、期末手当を支給するなど、非正規の待遇改善を名目として導入したものであります。しかし、実際にはですね、待遇改善になかなかつながらずですね、全国的には、公務労働の多くを非正規公務員が担うことの固定化にもつながりかねない。そういう事態が生じております。そこで、私は今回の一般質問のテーマとしまして、美郷町における会計年度任用職員制度の実態と課題について明らかにしていきたい。このように思います。5点ほど用意しております。1つは、会計年度任用職員制度について、町としての評価、制度の運営方針、制度導入の目的であった非正規職員の待遇改善は出来たのか等について、お伺いします。2つには、町役場職員体制の変遷を明らかにしてください。正規職員数、会計年度職員数、フルタイム、パート、男女別、こういうことにつきまして、2015年会計年度職員制度が始まる以前ですね、2015年と、この制度が始まった2020年、それと今年の4月ですね、この時点の数値を比較してお示しください。3点目ですが、会計年度職員の賃金水準ですね、これにつきまして、時間給換算で示してください。時間給換算というのは、どういう意味かといいますと、最低賃金がですね、地域ごとに、島根県ですが、時間給で示さ

れておりますので、それとの比較ができるようにしていただきたい、いうことであります。それから、4点目に、再任用ですね、会計年度職員さんの任期が切れた後、次、もう少し働きたいという場合の再任用についてですが、原則は、会計年度という名前がついておりますから、1年ごとというものが筋なのでしょうけども、運用の実態はどのようになっているのか、お示してください。このことは、当該者が最も不安に思っていることなんですね。任期が来ればやめてくれってこう言われかねないと。そういうことで、生活設計は元よりですね。雇い止めにもつながる再任用に、こういうことに対する心配から、町民目線で意見を述べることも躊躇する、そういう要因ともなりかねないということでもありますので、職務の公共性の視点からもですね、大変、心配されるところであります。改善方針も含めて、お示ししたいと思っております。最後5点目になりますが、町内の企業で働く人ですね、令和2年の国勢調査ですと1985人が、町内で働く勤労者ということになっておりますが、建設業や福祉施設、保育施設などでも、働いておられます。このうち、私どもが非正規職員と呼んでる非常勤待遇ですね、この方々が、1043人、約48%になりますが、非正規という扱いになっております。役場の会計年度職員の労働条件のですね、水準が、ここに及ぼす影響というのは大変大きいと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。具体例として申し上げますと、雇い止め問題も深刻でありまして、美郷町は、小学校入学前の子どものさんの保育をですね、民間の保育所に委託をしております。父母からの訴えによりまして、ここのところ、子どもさんの数が減ってきてですね、このままだと、保育士も今のまま雇ってもらえるのかどうか、色々心配なっていると、こういう声が、聞こえてきております。町として、こういう問題は放置出来ないことと思うものですが、見解をお尋ねしたいと思っております。以上、少し順不同ではありますが、5点にわたってお尋ねしたいと思っております。どうか、よろしくお願ひします。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは中原議員のご質問、会計年度任用職員制度についてお答えをいたします。1点目の会計年度任用職員制度の評価、運営方針、待遇改善について申し上げます。評価については、関連法令の趣旨等を踏まえて制度設計を行い、また、法令改正等に応じた改定も順次行い運用しておりまして、適切妥当な運営をしていると考えています。運営方針に関し、基本的事項を申し上げますと、配置や任用形態は、業務上の必要性、職の種類などを考慮して決定をしています。勤務条件については、関連法令、条例等を踏まえ、また、国や他団体、正規職員との均衡も考慮しており、例えば、報酬、給料は正規職員の給料表を準用し、ボーナスも同じ支給割合となっております。待遇改善については、制度開始による正規職員に準じた報酬等の設定や、期末手当の支給などに加えて、本年度から勤勉手当を支給いたします。こうしたことも含めて、制度以前の臨時嘱託職員の時と比べ、待遇改善は図られています。2点目の役場職員体制の変遷について申し上げます。2015年度は、正規職員は98人、臨時嘱託職員は67人で、うち男性は25人、女性は42人です。2020年度は正規職員は100人、会計年度任用職員は66人で、うち男性19人、女性47人です。2024年度は正規職員は94人、会計年度任用職員は、81人で、うち男性29人、女性52人です。これらの数は、いずれも4月時点のもので、正規職員

の数には、再任用パートタイム、県派遣等は含まず、また、2015年度の臨時嘱託職員
の数は、会計年度任用職員制度以前のものとなります。なお、臨時、嘱託職員、会計年
度任用職員ともに、主な職を計上しており、地域おこし協力隊も含んでいます。また、
両方の職ともに、全員パートタイムの位置づけです。ご質問の3点目と4点目につい
ては、会計年度任用職員の職の種類、任用形態等は様々であって、それらに応じて報酬、
給料の額の決定や任用期間を設定をしており、その内容も様々です。そのため、それら
のうち、一般的な職の週4日勤務の事務について申し上げます。3点目の会計年度任用
職員の賃金水準については、初任給は、時給換算で996円以上です。なお、全ての職種
の報酬等は、最低賃金以上で決定をしています。4点目の再任用について申し上げます。
ご質問の運用実態とは、複数年度で任用を継続する期間のことだと思いますが、業務上
の必要性等を考慮の上、3から4年プラスアルファとすることが多くなっています。任
用継続については、業務上の必要性等や勤務状況は考慮いたしますが、不適切な雇いど
めなどは当然ありませんし、各職場では、会計年度任用職員も活発に意見を述べ、正規
職員と一緒に業務に当たっていると承知をしています。なお改善方針という点に関して、
念のため申し上げますと、1点目のご質問の答弁で申し上げましたように、これまで、
法令改正等を踏まえた制度運用改定等を行ってきており、今後も同様に対応をしていく
予定です。5点目の会計年度任用職員の労働条件の町内への影響等について申し上げます。
1つ目の、町内への影響についてです。企業等の労働条件は、法令、社会情勢や
様々な要素を考慮され、それぞれが決定されることが基本であると考えています。その
上で、国、地方の公務員の労働条件については、一般的に地域、民間に一定の影響があ
ることと承知しております。国は、デフレ脱却のための賃上げ対策に積極的に取り組ん
でおり、地域においても、賃金アップに取り組まれている企業があることは、非常に望
ましいことだと思います。2つ目は、町内保育所の雇い止めについてです。運営法人で
は、必要な保育サービスを提供するために、人員や運営体制の確保等に努められており、
また、不適切な雇い止めの報告はありません。さらに申し上げますと、町では、基準に
沿った保育委託料に加えて、平成25年度以降、継続して保育士の処遇改善分を加算し、
保育士の給与改善に取り組んでいるところです。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

どうもありがとうございました。丁寧なお答えをいただいたと思っております。私、
この会計年度任用職員制度について、色んな通知だとか、色々調査をしたものの結果な
どを調べておりましてですね、何かわからないことがいっぱい出てきたんですね。訳が
わかんないっていうのは、まず名前からなんですけど、会計年度任用職員といいますか
ら、1年交代だというふうに普通を思い込んでしまうんですけどね。ここでいうと、い
きなり3年の任期なんていうのが出てくるんですね。これも、途中で総務省が通知を出
してですね、会計年度で1年が原則なんだけども、2年までの延長は、2回の延長かな、
2回の延長は認めますと。こういう通知を出したんですね。ですから、3年が任期だと
思われるように、全国的にはなっていたと。しかし今では、3年じゃなくて4年のと
ころもある5年のところもあるということですね、この名前とこの制度の混乱がです
ね、この制度には見られるというふうに思ってるんですけど、そのことはさておいてです

ね、いくつか今お答えいただいたことで、質問させていただきたいと思っておりますが、まず最初に伺いたいのは、美郷町の場合は、フルタイム会計年度任用職員という方はおられなくて、全てがパートタイム職員というふうに受け止めてよかったのでしょうか。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

全員がパートタイムかというご質問ですけれども、一時的、つまり短期的にですね、フルタイムで任用することはございますけれども、先ほど、町長申し上げましたように、主な職といたしましては、全員パートタイムで任用するようにしております。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

後で少し、具体的にお尋ねしたいと思いますのですが、フルタイムでなくてパートタイムというふうにしたのはですね、理由は何かということなんですが、あれですかね、パートタイムにすれば、退職金を払わなくてもいいわけですよ。そういうことが理由なのか、それとも、業務上の実態からしてですね、パートでいいというふうにお考えなのかどうか。このフルタイムが基本的にはなくて、パートタイムだけになっているということのご説明をちょっといただきたいと思えます。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼します。パートタイムとしている理由ですけれども、主にですね、会計年度任用職員の配置につきましては、業務の内容ですとか、職の継続性といった点を考慮して配置しております。大きく、端的に言います。業務の内容や責任の程度、つまり業務の性質ですね。それと、もう1点は、勤務時間、フルタイムとして勤務すべき業務量があるという点をもって、フルタイムにするかどうかを検討しております。その結果、その人に割り振る業務の量はこれぐらいだと。とするとパートタイムの業務の量はこのぐらいだね。業務の内容はこれぐらいだね。そうすると、それはパートタイムで、それは担うことができるよねということで、パートタイムとしておりまして、パートタイムとしておるところです。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

パートタイムっていうと、週4日勤務ということで理解してよろしいですか。全国的には、随分ずるいケースがあつてですね。1日の労働時間を15分減らすんだそうです。そうするとフルタイムじゃないということになって、退職金を払わなくていいと、こういうことになっているようなんですが、パートタイムの対応といいますか、勤務時間についてですね、説明していただければ。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

先ほどのお答えしたところに、少しくつけ加えておきます。パートタイムとしておるのは、割り振る業務内容に応じて勤務時間を積み上げたものという考え方からです。先ほどおっしゃられた1例で挙げられました15分短くして、そういう例はございませんでして、私どもは、基本的にですね、週4日のものが1番多いということになります。もちろんですね、このパートタイムの中には様々ございます。週1、2日の方もおられます。それは先ほど申し上げたように、業務の内容と、その量というものを考慮して設定しておるというところでございます。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

今、お答えいただきまして、美郷町の場合は、良心的というか、聞くとちょっと安心しますよね。何か15分少なくしてね、それで、退職金を払わなくてもいいなんていうのは、ずるいやり方だななんて、私は印象を受けたもんですから、そういう点ではですね、すっきりとした対応になってるんじゃないかというふうに思います。それから、次に、今回お答えをいただいてですね、見ますと、やっぱりこの制度の導入ですね、2020年、令和2年ですけども、この制度の導入が、正規職員を減らして非正規職員を増やす。この契機になっているということが伺えると思うんですね。先ほどいただいた回答によりますと、2020年ですね、この年、この会計年度職員の制度が導入されてるんですが、この時には、正規が100人、非正規が、会計年度職員ですね、66人だったんですが、これから4年経ちまして、非正規はマイナス6人、94人になっている。逆に、会計年度職員はですね、66人から81人に増えております。つまり15人増えたわけですね。これ、機械的にそうは言えないと思いますが、正規職員が会計年度職員によって、入れ替えられたというふうに見えるわけですが、実際そうなのかどうかということですね。それから、全国的に見て会計年度任用職員というのは、女性が8割ぐらいを占めるということなんですが、美郷町の場合は、これで計算しますと、81人分の52ですから63.4%になるということで、全国比率よりはちょっと低く、女性の比率は低くなっております。この辺の事情ですね、正規職員が減って、会計年度職員が増えていった経緯、それから女性が比較的少ない。この辺について、状況等ご説明いただければと思います。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員さん、主に2点のご質問をいただいたかと思ってます。職員の数の経緯の理由等、会計年度任用職員の女性の割合が多い理由ということで、よろしゅうございましょうか。正規職員につきましてはですね、私どもも単年度はもちろんですけれども、中長期的な観点から計画性を持って採用に努めております。で、その前にまず申し上げておきます。ご質問の中でもありましたように、置き換える。削減を目的としているのが、

全国的にはあるんだというご質問の中でも例を取り上げられましたけれども、まず、その点について申し上げてからとさせていただきます。単純な削減や抑制は目的としておりません。その上で、正規職員については、中長期的な観点から採用をしていく必要があります。今後、入って来る定年延長制度、そういったものとかも踏まえますし、それから政策的な要素、必要性、そういったものも踏まえて採用をするように努めております。でですね、その上で、人数が減っているというのはですね、定年が多かったり、退職者が多かったり、それと採用数が単年度、単年度で見た場合は、追いついていなかったりということがございますけれども、例えばですね、過去5年ですか、5年程度の採用と退職者数を比べてみますと、退職者数17人に対して採用は13人しているわけです。ここで差は、4出ますけれども、これは今年度も採用は既にですね、採用活動始めておりますし、また、特に公務職場においてですね、採用の難易度が上がっているということもあるので、採用については、私どもも、いろんな工夫をしながら取り組んでおるところです。ですので、今年94人になっているというのは、結果ということでございます。で、女性の割合が多いと、2点目の会計年度任用職員の女性の割合が多いという点ですけども、これは様々なご事情があるかと思えます。例えばですね、多い例で言いますと、夫となる方は正職、正社員とかで勤めておられて、その配偶者の奥様なり何なりが、例えば子育てが一段落したとかいうことで、会計年度を希望されているというケースなどがあるかと思えますので、一概には言えませんが、全国的な傾向よりは、美郷町は男性の割合が高くなっているということでございます。それともう1点申し上げます。少し前に戻って申し上げますけれども、人数の点です。会計年度が増えている点について補足して申し上げますけれども、この町長の答弁で申し上げましたように、地域おこし協力隊というものも増えています。この地域おこし協力隊の採用活動というものも、近年力を入れておりますので、そういったものが、職種が増えておるとということも一つの要素ではございます。以上です。

●福島副議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきますと、正規職員を減らして会計年度職員を増やしてるんじゃないかという少し意地悪なご質問だと思いますけど、これはですね、まずちょっと認識を改めていただきたいと思えます。というのも正規職員を新卒で採用する難しさを、ぜひ認識をしていただきたいと思えます。今、子どもの数がどんどん減って行って、新卒の数もどんどん減って行ってます。例えば美郷町を考えますと、今年、マス村に中学3年生対象に10名、交流で行っていただくというふうに言いましたけど、中学校3年生が36人なんですね。今、高校を卒業したり、専門学校を卒業したり、大学を卒業して新卒で手をあげる人数っていうのが、40名から50名程度です。これが、どんどん減っていくんですね。こういう方に新卒で入ってきていただくということは、当然、40人とか50人とか、これから30人台になる中で、美郷町の職員を受けていただいて、その中で、一定程度の学力がないと、これは通してませんので、一定の学力があつてっていう方がどれだけ残っていくかの確率論からいくとですね、本当に新卒の採用というのは、この数年相当難しくなっているというふうに認識しております。幸いなことに、優秀な方にここ数年1、2名入ってきていただいておりますので、何とかここまでキープ出

来ておりますけども、おとし、一昨年度ですね、課長級が全て定年退職にかかって複数人まとめて定年退職になりましたので、そこで一気に正職員が増えてるんですけども、こうやって、何年かの数字の比較をすると、いかにも正規職員を減らして、会計年度を増やしてるんじゃないかっていう話なんですけども、実態は、逆でもっと危機感持たなきゃいけないと思ってます。新卒の採用につきましてはですね、今年度入ってくれた職員は、美郷町出身ではなくて、他県から来て、美郷町の山留学1年やっていただいて、それで美郷町気に入っていただいて入っていただいております。というふうに、地元以外のところでも、やはり美郷町で働きたいという人をいかに増やすか。それと、経験者採用につきましても、ほぼ通年のように、ここ1、2年では行っております。やはり新卒だけではなくて、社会を経験して、40ぐらいまでのところの方で、この方なら優秀だろうという方については、門戸を開いて、これも正職員として、毎年1人か、あるいは、0人かぐらいですけども、それでも何人かの方が戦力として入ってきていただいておりますので、私が申し上げたいのは、一般論として、世の中他の自治体でこんなことやってるっていうところは、いろいろ報道もされてるんでしょうけども、美郷町に限って言えば、本当にこの正職員の数を今後もキープしていくというところが、非常に難しい、これは議員の皆様方にもぜひ分かっていたきたい。そのためにも、優秀な方、若い方あるいは経験者の方も含めて、多様な方に手をあげていただきたいというところは一緒にやっていきたいと思っておりますので、まずは、そこはご理解いただければと思います。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

事情をよく分かりました。今の町長のお答えと、それから、総務課長さんのお答えで要はこの職、こういう仕事については、計画的に非正規にしていこうとか、そういう考えはなくて、結果として、正規の職員が減ってきているというふうに受け止めさせていただいていいということなんですね。方針上、そうなってるわけではないということですね。了解しました。それでは、もう少し、次の質問に移りたいんですが、去年までもそうなってたのかどうかちょっとあれなんですけど、職員配置、組織図というのが、作られております。これで見ますと一番右側にですね、会計年度職員さんの名簿が、名簿じゃないな。職員さんの名前がずっと載っかっております。これで見ますと、どの課に何名で、人によっては業務分担が書いてある方もあります。こういうふうに見ていきますと、まとまって多いのはですね、教育関係なんですね。教育関係で言いますと、学校のIT支援員、それから学習支援員、それから、学習支援員ですね、それから図書館の学校図書館の司書さんですね。それから同じく教育委員会関係で言いますと、公民館ですね、公民館は副館長さんも含めて、職員は全て会計年度職員さんになっています。それから、図書館もそうですかね、図書館も司書さんを含めて、全員が会計年度職員さんになってると。これで見ますと、教育委員会以外は別にして、教育委員会のところで見ますと、もう職種でですね、この職種については、会計年度職員さんでやるんだよということが方針化されているように見受けられるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今おっしゃられた、例示された職種につきましては、会計年度職員の配置で対応していこうと考えておるところです。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうすると、この教育委員会関係は、今後とも、会計年度職員さんでやっていくということが方針化されてると。その他のところは、特に職を指定してありませんから、たまたまこういうことになってるのか、どうかあれですけども、一般の庁舎で、総務課だとか企画課、それから住民課、健康福祉課、産業、建設課、こういうところで、このポスト、この仕事については、会計年度職員でやることにしているというふうにルール化してるところがありますか。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今おっしゃられたような部署の中でも、この業務については、会計年度で対応しようと考えておるところはございます。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうすると、教育委員会関係を除くところはですね、あえて、ここで働いてもらう場合は、会計年度職員なんだよという、そういう決まり、方針があるわけではないという理解でいいんですかね。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今のご質問は、この前に、2つご質問いただきましたけれども、教育委員会については、こういう方針で持っておるんだと、それ以外の部署についてはそうではないんだっということの確認ということでもよろしゅうございますか。そうしますとですね、これはですね、申し上げましたけれども、この配置とかにつきましてはですね、一定期間ごとに、その職や業務の必要性、またどういった職種をつけるべきかっていうことについては、検討することとしておりますので、先ほど申し上げました2点につきましては、今の配置についてのものであって、これがずっと、その状態でいくとかいうことではございませんけれども、基本的には、そのように考えておるところでございます。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

全体として、美郷町のこの会計年度職員の配置採用についてのお考えをですね、不自由なところももちろんあると思いますが、大まかこういう方針でやっておられるんだという点は、理解出来たつもりでおります。また補足あれば言っていただきたいんですが、そこでちょっと突っ込んでお伺いしたいと思っておりますのは、教育関係ですね、これが大変多くなってるんですけども、例えば公民館職員、副館長も含めてですね。それから、学校のICT支援員、学習支援員、ちょっと他にもあるんですが、こうした職についてですね、中には、図書館司書もそうですし、公民館主事もそうですけども、専門性だとか経験だとか、そういったものが非常に町民サービスとの関係でですね、大事な職種もあるんですけども、こういった職種、さっき言ったような教育関係を中心にしてある学校それから公民館、図書館ですね、こういうところの会計年度職員さんについてなんですけども、この職について、正規ではなくて、会計年度職員としての理由があればですね、教えていただきたいと。個別には、違う点もあるのかわかんないんですが、大まかでいいですので、この方々を、会計年度職員で位置づけることでいいんだということにしている理由ですね。ご説明いただければと。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

会計年度の職の配置としている理由というところですけど、繰り返しですというところもありますけれども、まずは業務の性質ということと、勤務時間という観点から考えていきます。それでですね、先ほど具体例もおっしゃられました教育委員会のところということですので、基本的に、先ほど中原議員さんもお伺いされました中でおっしゃられましたけれども、経験とかそういったものが大事なんだということなんです。この職についてはですね、基本的に、私ども、移動を考えていません。また、副公民館長については、ちょっとこれは間接的にはなるんですけども、地域推薦という形で選任しておるといってもございます。それでですね、それから学校の点について申し上げますと、学校の正規職員につきましてはですね、よく言われる県費負担職員ということになります。ですので、正規職員の配置、その正規職員は、県費負担職員ですので、任命自体が、島根県協議会がやられる。その配置も同じくです。ですので、ですが、その点についてはですね、学校側の状況を踏まえて、きめ細やかにサポートするように手厚い体制をとると。そのために会計年度任用職員、異動がない形でのものを配置しておるといってしております。それから、図書館の例もおっしゃられましたので、けれども図書館につきましてもですね、今、図書館には会計年度はスポット的、週4ではない、もうちょっと短期の方も含めて、合計6人おられたかと思っておりますけれども、図書館の図書館系のラインの中には図書館司書の資格を持った者もいますので、そこは正規職員プラス会計年度任用職員で対応しておるといってございまして。もし、私の答弁で不足があれば、またご質問いただければと思っております。以上です。

●福島副議長

5番、中原委員。

●中原議員

私が今申し上げました中で、例えば図書館の司書だとか、図書館の司書なんかは司書の資格職ですよ、いわゆる専門職ですよ。図書館の司書はね。公民館についても何年前の私の質問で、当時の教育課長さんがお答えになったんですが、公民館においても、本当は公民館主事をですね、配置したいんだと。希望者があれば受験については支援をしたいというふうにおっしゃったんですが、こういう職については、専門性や経験やですね、それから町民とのいろんなつながりですね。こういうことが非常に大事な職だというふうに思います。ここについてはですね、会計年度職員さんを今そういう形で配置されてるんですが、これを、そういうことの専門性や、職の重要性から見てですね、これを正規職員に切り替えていくという方針はお持ちじゃないんでしょうかね。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

正規職員へ切替えていくかというご質問だと思います。その前にですね、まず1点ほど申し上げておきます。副公民館長は会計年度任用職員でございますけれども、邑智、大和それぞれの公民館長は正職員が担っております。その上で、答弁申し上げますと、あくまで地域に近いところで、それから先ほど申し上げました地域推薦という形もとったりして配置しておるという関係上、会計年度任用職員での配置で対応していきたいと考えております。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

確認させていただきますが、現時点ではですね、図書館の司書、それから公民館の公民館主事ですね。それから、学校の支援員関係ですね、こういう現在、会計年度職員をあててる、この職ですね、ここを正規化していくという計画までいかななくてもいいんですが、方針というか、そういう考え方はお持ちじゃないのかどうかですね。

●福島副議長

番外、副町長。

●山根副町長

現時点では、そのような計画の考えは持ち合わせておりません。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

時間もだいぶ迫ってきておまして、中原が時間内に終わるかどうかが、注目も集めているところですので、何とか、その範囲内に収めたいというふうに思っております。この会計年度職員さんをですね、もともと会計年度は1年なんですが、それを国の方針で3年まではと。2年の延長ですかね。ということで3年までとしたと、そういう変化はあるんですけども、この部分についてはですね、総務省は毎年のように通知を出してる

んですが、言ってる言葉も同じでですね、地域の実情等に応じつつ適切に対処されたいと。こういう非常に無責任な表現をですね、毎年のように、総務省通知の中で言ってるんですね。地域の実情等に応じつつ適切に対応されたいと。ということは、もうそれぞれのところでね、考えてしっかりやってくださいよと、こういう言い方ですよ。言ってみれば。そういうことから考えればですね、会計年度職員の配置についてもですね、ぜひ、そういう方向でご検討いただきたいというふうに思っております。それから、次の問題ですが、会計年度職員さんにとって、何が一番心配かっていうとですね。年数が来た時に、もう一遍雇ってもらえるかどうかということなんですね。今は、これもちょっと違うのかも分からない。美郷町は4年でやっているとかっていう話も聞きますから、その辺も言ってもらえばいいんですが、いずれにしても一定の年数が来れば、再任用という関係になっちゃうわけですね。その再任用についてですね、もうちょっと前までは全国の自治体で、随分ずるいことをやっててですね、空白期間というのをあげてですね、3年が終わったら、1カ月ぐらい空白期間を置いて、それでまた雇うとかですね、そういうずるいこともいろいろやってたんですが、そこはだいぶん、是正されてきたようなんですけれども、私が申し上げたかったのはですね、会計年度任用職員制度というもとの名前がおかしいんですが、さっき上げた名簿のここに載っかっているような方々は、長らくこの仕事をやってきておられる方が、比較的多いんじゃないかと思うんですね。それで、そういう方々がですね、この会計年度職員制度になったことによって、3年なのか、4年なのか、5年なのかわかりませんが、一定の年数が来ると継続して勤めたいと思っている方についても、再任用で、その時、全国的には試験を、公募試験をやったりしてですね、改めて雇い直しているというようなところがあるように報告されてるんですけども、私はここはですね、そういう再任用制度があるとはですね、心配でたまらないっていうんですかね、例えば3年なら3年の期限が来るとですね、次の年からも雇ってもらえるかどうか分からないと。こういう不安がね、あるようだと、私はね、本当に心配だと思えます。何か上司に対して物を言ったりなんかしてるとですね、次の任期から要らないよと、こう言われちゃうんじゃないかとかですね。いろいろな心配を抱えなきゃいけない。それから、雇用が安定しないっていうことは非常に不安定ですね、特にお母さんたちで、家計をしょってる人たちから見ればですね、来年以降どうなるか分からないなんて、こういう不安が一番大変なんだと思うんですね。従ってここをですね、勤務成績が悪ければどうしようもないですね。無断でいっぱい休んじゃったりとかですね、そういうことは仕方ないと思うんですけど、そうでなければ、ご本人が希望されれば、採用は継続されると。このところは、確認出来ないんでしょうかね。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員さんのご質問、再度任用というか、一定期間ごとの任用機会のことについておっしゃっておられるんだと思います。まずですね、任用にする際に、一定期間というものを、私どもも、雇用にあたっての条件として示してますので、そのところが示されてなければこれはあまりよろしくないかと思えますけど、私どもも、最大これぐらいの期間ですよということは示した上での任用となっているという、それが来れば、何らかのもう1回選考手続がありますよと。その一つが公募というものでありまして、この

公募をやらないでというのは、これ自治体によって様々だと思いますけれども、やはり一定の広く開かれた選考の機会を設けるということは、一方の面から見たときは大事だろうと思っておりまして、その公募ってというのは、今後も基本的には一定期間ごとに行っていくことになろうと考えております。もちろん、これは、すいません。補足的に申し上げますけど、職種によって変わってくるというところも事実であります。以上で、ご質問にはお答えしたことになるっておりますかね。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

今の点についてはですね、私、お答えに満足してはおりません。やっぱり、最初にも強調しましたけども、3年なら3年、4年なら4年が過ぎたらですね、次はどうなるか分かんないっていうのが一番困るんですね。ですから、ご本人が希望して、特別何か不祥事があったとか、悪いことしたとか、欠勤したとかですね、そういうことがなければ、本人が希望すれば、基本的には継続できると。こういう安心感がね、私は必要じゃないか。特に先ほどありましたように、学校だとか、公民館だとか図書館だとかは、専門的な資格だとかですね、そういうことを要する人にやっていただいているのに、3年が来たら、次、続けられるかどうか分からないということだとね、大変不安だと思いますので、ここは、もし今日お答えになれないとしてもですね、何とか検討していただいて、本人のご希望がある、それから勤務成績上ですね、取り訳問題がないということであれば継続して雇用ができるという制度にさせていただきたいというふうに思いますので、ここをもう一遍お答えいただければ。

●福島副議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

同じご質問だと思います。まずその前に改めて会計年度任用職員制度の大前提を申し上げておきます。年度ごとの任用であるということです。その任用も、任用をするかどうか、その職を置くかどうかも含めて、年度ごとに判断するものであるということです。その上で、私どもとしましてはですね、単年度ごとというよりは、一定のスパンの中で、業務の必要性とかを考えて会計年度任用職員を配置するようにしておる。それは例えば3年であったり、4年であったり、5年であったりということです。一定の中長期、今日、例で幾つかあげられましたけれども、そうしたものは、やはり違っておるところです。ただ一方で、先ほど、その前に申し上げましたように、制度の趣旨というものは、踏まえた運用しなければならない。これは私ども、地方自治体においては、法の趣旨に沿った運用をしていくということは、基本であろうかと考えております。ですので、この一定期間ごとに、何らかの選考機会を設けるということは、今のところ、その方針に変わりはないことを改めて申し上げます。以上です。

●福島副議長

5番、中原議員。

●中原議員

中原が時間内に終わるかどうかが注目を集めている時間だと思しますので、そろそろ切り上げたいんですが、最後の問題ですね、最初もちょっと触れましたけども、美郷町は、他より多いかどうかわかりませんが、47%ぐらいの方がですね、民間でもですね、非正規で働いておられると。国勢調査の結果なんですけども、私たちがパート、非正規って言うというよりは、もうちょっと範囲が広いようなんですけれども、それでもですね、先ほど述べましたように、非正規で働いてる人が非常に多いと。やっぱり役場の非正職員さんの労働条件、賃金だとかそういうものはですね、町内の民間の非正規職員さんに大きな影響を与えるというふうに考えておりますので、そのことも、見越してですね、労働条件問題を検討していただきたいと。雇い止めの問題もですね。そういう観点からお願いしておきたいと思いますが、町内のあれで見ますと、私心配だったものですから、保育園ですね、全国的には保育士、保育士がですね、会計年度職員になってるケースってのは非常に多いんですね。これ今、子どもさんの数がどんどん減ってますから、保育園なんかだと、人員が多過ぎるんじゃないかっていうようなことが議論になりがちだと。そこで心配ですね、私、保育園に行って聞いてみたんですが、保育園さんの場合は、ここは民間でやってるんですけども、大和の方の都賀の保育園はわかんないんですが、おおち園の関係はですね、正規の保育士さんが20人、非正規の方が3人ということですから、ほとんどを正規の方でやっておられるということで、ちょっと安心をしました。それから、社会福祉協議会みたいなところですね。あそこで、訪問介護なんかやってる方ですね、こういう方も、非正規なんじゃないかなと思って心配していたんですが、社協の場合は、7人のうち4人が正規で、3人が非正規ということでした。従ってこういう民間の全国的には保育園の保育士になんて会計年度職員でやってるところが非常に多いんですね。そういうことからすればですね、心配もされる状況もありますので、ぜひ、民間のそういう非正規で働いてる方のこともですね、視野に入れて、役場の会計年度職員さんのこともですね、考えていかなければいけないんじゃないかというふうに私自身考えておりますので、本日はこれで終わらせていただきますが、引き続きですね、この会計年度職員制度の問題について、関心を持ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

●福島副議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は明日11日火曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 3時50分)